

ニュース

The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.21

8月15日号
平成9年(1997年)

日本介護福祉士会

第10回介護福祉士国家試験

筆記は1月25日 実技は3月8日

◇試験科目 社会福祉概要

◇試験科目 社会福祉概要

秋に予定されている
が、秋に予定されている
立が見込まれている。
厚生省においては、介護
保険制度を平成12年度から
施行していくため、現段階
で着手できる事項について、
準備作業を進めている。
また、平成9年度要介護
認定モデル事業は、全国3

臨時国会での法案の早期成
立が見込まれている。
厚生省においては、介護
保険制度を平成12年度から
施行していくため、現段階
で着手できる事項について、
準備作業を進めている。

第10回介護福祉士国家試験受験対策

全国一斉模擬試験実施要綱

○期日 平成9年12月14日(日)

○内容

10:30~12:00 52問

社会福祉概論

老人福祉論

障害者福祉論

リハビリテーション論

社会福祉援助技術

レクリエーション指導法

老人・障害者の心理

家政学概論

栄養・調理

13:20~14:40 48問

医学一般

精神衛生

介護概論

介護技術

障害形態別介護技術

○受験料 3,500円

○申込み切 9月30日(火)

○担当 東京都介護福祉士会

8問

8問

4問

8問

4問

8問

4問

14問

14問</

◆第4回中国・四国ブロック研修会における講演(要旨)

西南学院大学教授 橋本泰子氏

1. 介護保険制度の構想

介護保険法案が法案になる以前から、介護保険に対しはいろいろな意見がありました。大きく分けて反対の意見は「なぜ社会保険にするのか、税金ではやれないのか」また「サービスが整備されていないのに、なぜ介護保険の創立を急ぐのか」、保健あってサービス無しではないかといつもでした。これにお答えしながら介護保険というのはどういう性格のものなのかどううことを、最初に解説してみたいと思います。

まず、なぜ社会保険なのかということですが、社会保険というのは年金保険・医療保険・労災保険・雇用保険の4つであります。これはいずれも掛け金をして、そういう事態に至りました時に給付をうむと、もう一つです。介護保険もしくはシステムを行なうとしております。こんどの介護保険というのは大きく分けます。ひとつの介護の美態をよくわかることがあります。あまりにも介護の美態は悲惨です。介護問題というのは介護される人、介護を受ける人の問題であるように見えますけれども、介護を担う人の問題でもあります。老老介護といふような言葉がありますが、長寿社会におきましては、介護者もまた高齢になつていています。

介護を担う人の割は女性であり、半分は60才以上70才以上が22%です。そういう時代です。ですから、介護の実態は悲惨であることはもうはつきりしています。やはり介護をするといふことは、サービスが必要とする人にどうしてこの介護状態をつくるといふことは、介護を使う人がよい状態で担うるといふことです。サービスを使わなければ、介護の扱い手の半分は60才以上、70才以上の方が22%だといふことです。これは介護といいましても寝たきり老人のことはすけれども、そういう状態の中で家族に期待するとは無理だといつてが明らかになってきたわけです。家族の絆を壊さないよう無理な介護は期待しない。介護を社会化していくういうふうに言っているわけです。

介護を社会化するといふには、実はこれはお金のかかるのです。この介護保険の一つの目的は、介護の財源を確保するといふんだと思うのですが。今まで女性た

ちが、家中で歯をくじぼつて介護を担つてまいりました。そして老人ホームの寮母さんや、ヘルパーたちは安い賃金でがんばつてまいりました。昔は中途採用の人

が多くて、なおかつ勤続年数の短いといふ、そういう職種でありましたけれども、最近は、勤続年数がだんだん長くなつてまいりました。それは働きやすい職場になつてきました。それは働きやすい職場になつてきました。しかし、いい方に介護という非常に重要な仕事を担つてもうおうと思います。ど、やはり待遇は確保されなければならない。やはり介護を社会化していくといふ為には、財源がいるわけなのです。

スウェーデンやデンマーク、フィンランドなどはたゞへん高い税率です。スウェーデンの国づくりのコンセプトは「平等」ですから、みんなで税金を払う。しかし、介護を含めてさまざまな扶養が必要になった時には、国が運営していくシステムを権利として利用していくといふことじです。

市町村が一人ひとりのサービス・生活を決めるといふことではありません。介護保険の発想は、たとえ介護が必要になっても、自分の意志で自分のへ暮らしていけるような制度をつくつといふことです。それは必要するが、サービスが選べるといふことで可能になつてきます。それが自立支援の理念、自分らしくです。せつから長生きできるようになりますとも、与えられた生活を生かされて生きるのでは意味がないじゃないかといふことです。

具現化するための方法論としての自立支援といふことは、できるだけ依存しない生活、それは言い換えると、残存能力を最高に發揮した生き方をしてもらつてください。残存能力、残された機能を最大限に発揮して、そして残された機能というのをさらに改善することによって、できるだけ自立して依存しないで生きてゆくといふ。そのようなサービスの提供の仕方をしていくところ考え方が、方法論としての自立支援だと思っております。

もうひとつ、サービスが整備されてないのに介護保険を作るのはなぜか。保険あってサービス無しではないかといふ批評がすいぶんあります。これは私は癡想が逆だと思います。みんなに費用を出していただこうにより、サービスを整備していくといふのですから、介護サービスはお金がかかるのだという認識から、スタートしていただきたいと思うのです。お金がなければサービスは、作れないといふことです。

「あつても駄がなくてはいけない」と思ひますのは、今まで女性た

ことではありません。介護保険の発想は、たとえ介護が必要になっても、自分の意志で自分のへ暮らしていける

ことではありません。介護保険の発想は、たとえ介護が必要になっても、自分の意志で自分のへ暮らしていける

ことではありません。

この「自立支援」を私は理念として自立支援と理念具体化の方法論としての自立支援といふことに2つに分けておられます。理念といいますのは、抽象的な思考であります。そこでいう自立支援といいますのは、自己決定といふようになっていますけれども、自分の意志のもとに自己決定といふ非常に重要な仕事を担つてもうおうと思います。ど、やはり待遇は確保されなければならない。やはり介護を社会化していくといふ為には、財源がいるわけなのです。

（介護保険制度については略）

2. 介護保険と介護福祉士

今度の介護保険の理念は、自立支援、といふことです。この「自立支援」を私は理念として自立支援と理念具体化の方法論としての自立支援といふことに2つに分けておられます。

皆様方は、ケアマネジャーとしての役割を果たすこと期待されるだらうと思いますけれども、それよります、も期待されるだらうと思いますけれども、それよります、介護福祉士のアイデンティティとして絶対に忘れてはならないことは、介護、そして家事援助、そして相談の専門職である、といふことです。自分によってたつている専門性をいかにねかといふことを忘れずに、そしてチ

ームで援助するときのケアマネジャーであることも期待されれば、役割が担されるだらうとはせむおやりいただきたい。

ですからケアマネジメント、このことはよく勉強していただきたい、仲間で研修会をおやりになることが必要でないでしょうか。介護福祉士の介護といふことは、どもなに優秀なドクターでも介護はできません。ドクターも皆様のように上手にベッドから車椅子にお年寄りを移乗させることができます。痴呆の方のお世話を移して指定された期間でサービスを受けれるといふ状況です。そういう日本の過去の歴史、現在の社会補償の全体のシステムの中で考えますと、やはり社会保険のほうを利用しない方といふのは、生活保護を申請して、そしてそのまま所用調査などの結果、認定され、医療保険をめぐらしくるもの、それが自立支援の理念、自分らしくです。それが自立支援の理念、自分らしくです。生活を生かされて生きるのでは意味がないじゃないかといふことです。

（推進を目的とした「障害者プラン推進議員連盟」の設立総会が衆議院第一議員会館で、超党派の国会議員172人（同日現在）が集まって開かれた。

●6月18日 障害者プラン

の推進を目的とした「障害者プラン推進議員連盟」の設立総会が衆議院第一議員会館で、超党派の国会議員172人（同日現在）が集まって開かれた。

●6月19日 厚生省は、東京・大手町のJ.Aビル・国際会議室で「都道府県高齢者介護担当課長会議」を開き、平成12年度施行予定の介護保険制度について、現段階で考えられる内容を今後準備日程について説明を行った。

●6月25日 厚生省は、東

京・大手町のJ.Aビル・国

際会議室で「都道府県高齢者介護担当課長会議」を開き、平成12年度施行予定の介護保険制度について、現段階で考えられる内容を今後準備日程について説明を行った。

●6月26日 第42回日本

体障害者福祉大会が新潟市

産業振興センターで、「障

害者プラン」の完全実施を遂行しよう、「アジア太平洋障害者の10年」を推進し

て監査などを通じて終点検

を実施し、改善すべき事項

は必要な措置を執り、この

措置に従わないときは、業

務の停止、解散など、厳正

な対応をとること」などと

する「社会福祉法人の指導

に関する行政監察結果に基

づく再勧告」を行つた。

行けばめがみ、ルーランシステムを作つておいております。友達に会いに行きましたときに誰かがベッドから車椅子に乗せてくれる。その車椅子を運転してくれる人がいる。そして初めて友達に会いにいけるのです。このよなシステムを作つていきたことが目標です。

（介護保険制度については略）

3. 期待される介護福祉士像

に送られた。

●6月11日 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案」が、衆議院を通過し、参議院に委託されたが、参議院

連3法案が5月22日、市町村介護保険事業計画を定め

る際に被保険者の意見を反映させる、などとする一

部修正を加えて衆議院を通過した。法案は参議院に送られた。

●6月 郵政省は、地域住

民への介護知識取得支援や

地域の医療・介護関連情報

普及などを実行する年度の新

規策案「ケア・タウン構想

（高齢者にやさしいまちづくり）」の選定地域として、北海道勇払郡追分町など全国50か所を明らかにした。

●6月6日 全社協の「特別養

護老人ホームの個室化に關

する研究委員会」（橋本正

明委員長）は、「特養の個

室化（全室個室あるいは

半室個室）を実現するた

めに現行の施設整備費

の基準面積ではきわめて困

難で、基準面積あるいは個

室数の3割に限られている

個室加算を改善することが

求められる」などとする提

言を含めた報告書をまとめた。

●6月4日 第42回日本

体障害者福祉大会が新潟市

産業振興センターで、「障

害者プラン」の完全実施を

遂行しよう、「アジア太平

洋障害者の10年」を推進し

て監査などを通じて終点検

を実施し、改善すべき事項

は必要な措置を執り、この

措置に従わないときは、業

務の停止、解散など、厳正

な対応をとること」などと

する「社会福祉法人の指導

に関する行政監察結果に基

づく再勧告」を行つた。

●6月6日 与党二院が提

案し、民主党との協議で一

部修正された「市民活動促

進法案（NPO法案）」が、

参院本会議で可決、衆議院

五

風土を生かす姉ゴ

「仕事の現場で利用者から多くのことを学びましたが、自分がやっていることに対し、証拠がない不安がありました。その不安を自信につなげるために、介護福祉士の試験にチャレンジしました」

「研修、調査、広報の各部会を設置する」ともに、今年は組織強化で、県内を8ブロックに分け、支部活動を始めた

だから、いまはあなたの
やりたいように頑張りな
さい」と後押ししてくれ
ている。「大変恵まれて
いるのですが、子供たち
は早々と親離れしてしま
い、たまの休みに誘つて
も、付き合ってもらえない
のが寂しいですね」

講習・実技指導○その他、各支部の企画によるもの（広く地域住民への啓発活動につながるもの、介護福祉士の社会的貢献とP.R効果が期待できるもの）

5. モットー
「明るい老後と豊かな福祉
社会を迎えるために」

6. 主催
日本介護福祉士会・都道府
県介護福祉士会

7. 後援
厚生省、全国社会福祉協議
会

福井県介護福祉士会会長

福井県介護福祉士会会長



全國一齊介護相談實施要綱

と・品があること」です。サービスを利用する人が好感

を持つてゐるような、そういう専門職でいたいと思ふます。それから豊かな感性を持つていて、繊細な感性の持ち主でいたいと。それから家庭の中の変化というのを微妙に感じ取れる、そういう感性。基本的に人間と人間のふれ合いの中で、何を感じとれるかということ。大切なことは「柔軟に考え、柔軟に対応できる」ことです。相手がサービス利用者が主体ですから、柔の力がありたいと願っています。そして援助者として望まれる態度であります。大切なことは「サービス利用者の意思の尊重」です。いつもサービス利用者が中心です。

それから対等な関係であるといふこと。私は弘済ケンゼンターで仕事をしてまいりました11年間、4月の毎年の年度始めに、改めて職員と確認しあいました言葉が“ねじのねじ、くじのねじ、凜として”という言葉です。対等な関係です。おじいさん、そしてくじくたってくつらう必要もない。専門職としてりりしくキリッとしていたところのじゆです。サービスさせていただく必要はありません。サービスしてあげるのもありません。サービスするところは、対等な人間関係、そして専門職として、リットとした援助する専門職でいたいということです。

それで最後はひとくじ他の職種も協働する力があることになりました。今、施設の中でも地域でも、多くの専門職がチームで仕事をやる時代になりました。特に在宅でも、多くの専門職が一緒に仕事をする時代に入ったかもしれません。自分達の意思を要領よく発表する力がなければなりません。アーニョにましても、異なる機関に属していく多くの専門職が一緒に仕事をする時代に入ったつもりました。自分達の意思を要領よく発表する力がなければなりません。

協働するということは意思を的確に伝えていくことになります。ドクターたちの皆様に対する眼差しが変わってきたのは、皆様方が地域でいいお仕事をしておられるからです。なければならない存在だとこのことを知ったかのではなくて、どうやったか。

やはりなければならぬ存在にならなければ無視されてしまうのです。皆様非常に貴重な専門職であるということは理解されるようになります。けれども、どうぞみがきをかけて下さい。かくへかのぞむ存在を無視する人は絶対にありません。そういう専門職であつていただがきたいと思います。

●介護福祉士資格制定10周年記念● 第4回全国研修会開催要綱

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1. テーマ | 「介護福祉士と自立支援」
—新介護システムにおける介護サービスの充実を目指して— |
| 2. 期 日 | 平成9年11月14日（金）～15日（土） |
| 3. 参加定員 | 800名 |
| 4. 会 場 | シーウォークホテル&リゾート
〒810 福岡市中央区地行浜2-2-3 TEL 092-844-8111
福岡大学A棟
〒814-80 福岡市城南区七隈8-19-1 TEL 092-871-6631 |
| 5. 内 容 | |
| 11月14日（金） 第1日目 | |
| 13:00～13:50 開会式典 | 主催者挨拶、来賓挨拶 |
| 14:00～15:20 特別講演 | あいち健康の森健康科学総合センター長
井形 昭弘氏
テーマ「公的介護保険と介護福祉士に期待するもの」（仮題） |
| 15:30～17:00 行政説明 | 厚生省（交渉中）
テーマ「公的介護保険制度の動向をめぐって」（仮題） |
| 18:30～20:30 謹親会 | |
| 11月15日（土） 第2日目 | |
| 9:00～11:30 分科会 | 第1、2、3、4の分科会による事例発表及び助言 |
| 12:30～15:00 分科会 | 第5、6、7、8の分科会による事例発表及び助言 |
| 15:10～16:10 全体会 | 分科会講評 |
| 16:10～16:20 閉会式 | 研修実行委員長挨拶 |
| 6. 分科会テーマ及び助言者 | |
| 午前の部 介護保険におけるケアマネジメント・ケアプランに関する事例 | |
| 第1分科会 「在宅介護サービスにおけるケアマネジメント」 | —在宅介護サービスの充実と支援体制の強化— |
| 助言者 | ・（交渉中）
・大橋佳子氏（荒川区役所ホームヘルパー） |
| 第2分科会 「ホームヘルプサービスと生活支援」 | —利用者本位のサービスを提供するために— |
| 助言者 | ・（交渉中）
森 繁樹氏（生活クラブ生活協同組合政策調整部） |
| 第3分科会 「施設ケアプランの取り組み」 | —自立への積極的介護サービスの確立に向けて— |
| 助言者 | ・小笠原祐次氏（立正大学社会福祉学部教授）
澤田信子氏（厚生省介護技術専門官） |
| 第4分科会 「施設利用者の自立と生活支援」 | —施設介護サービスのQOLを追求する— |
| 助言者 | 田中荘司氏（東海大学健康科学部教授）
井原慶子氏（龍谷大学短期大学部教授） |
| 午後の部 介護福祉士の活動領域と役割に関する事例 | |
| 第5分科会 「障害者（児）ケアプランの取り組み」 | —自立を支援する協力体制の確立と介護福祉士の役割— |
| 助言者 | 中島健一氏（社会事業大学社会福祉学部助教授）
奥野英子氏（厚生省障害福祉専門官） |
| 第6分科会 「障害者（児）の自立と生活支援」 | —生活の充実と社会参加への支援— |
| 助言者 | 黒澤貞夫氏（浦和短期大学教授）
阿部順子氏（名古屋リハビリテーション福祉部主幹） |
| 第7分科会 「生活環境の整備と介護福祉士」 | —利用者の生活領域の拡大と安全な暮らしを守るために— |
| 助言者 | 蛯江紀雄氏（廿日市高齢者ケアセンター長）
野久尾尚志氏（1級建築士） |
| 第8分科会 「介護福祉教育を考える」 | —介護福祉士の生涯教育と教育体系の確立をめざして— |
| 助言者 | 岩橋茂子氏（静岡県立大学短期大学部教授）
柄本一三郎氏（上智大学文学部助教授） |
| 9. 申込方法 | |
| 全国研修会開催要綱にある参加申込書に必要事項を記入のうえ申込ください。 | |
| 10. 問い合わせ | |
| 日本介護福祉士会事務局 | TEL 092-850-0504 FAX 092-850-0504 |

先度申し上げました介護・家事援助のアプローチであるが、そして、最後に2つですが、介護を科学化する実践力があるからといふ。福祉の専門職というのは医学、あるいは保健の人たちに軽くみられておられます。私どもが今求められているところは、十把ひとからげのケアではない、一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供していくことです。皆様がサービスを受けた立場にならなければなりません。一人ひとりのニーズをきちんと見ていくといふところに、過不足なく必要な情報を集める力、その集めた情報を的確に分析する力、そして分析の結果として適切なケープランを作成する力ができる計画する力、そのプランに沿って実践をしていく、着実に実践する力。そういうような力をもつてもらいたいことが求められるのだなと思つわけです。

日本介護福祉士会

件とする。ただし、地域の人口規模等から調査対象者をおねむね百名確保できない場合については、この限りでない)について、都道府県は本職と協議の上、指定を行つておられる。

モニタル要介護認定の実施について

介護サービス計画作成対象者について

**介護サービス計画
作成のための課題
分析の実施について**

平成9年度高齢者介護サービス体制

```

graph TD
    A[調査対象者の選定] --> B[調査協力の同意]
    B --> C[調査協力同意書  
（別紙様式1）]
    C --> D[同意する]
    D --> A

```

The flowchart illustrates the process of survey participation. It begins with '調査対象者の選定' (Selection of survey targets), leading to '調査協力の同意' (Consent to cooperation). This leads to the distribution of the '調査協力同意書' (Consent to cooperation form, Appendix 1). Finally, '同意する' (Agree) leads back to the initial step of target selection.

```

graph TD
    A[介護サービス調査  
(別紙様式2)] --> B[要介護認定調査]

```

The flowchart illustrates the process of assessing eligibility for care. It starts with a box labeled "介護サービス調査 (別紙様式2)" (Care Service Survey), which has an arrow pointing down to another box labeled "要介護認定調査" (Assessment of Eligibility for Care).

```

graph TD
    A[計画作成モデル] --> B[地域モデル]
    B --> C["判定用コンピュータによる判定結果  
(一次判定)"]

```

```

graph TD
    A[地域] --> B[モデル介護認定審査  
(保健・医療・福祉の学識  
審査・判定(二次判定)
    B --> C[自立]
    B --> D[要支援]
    B --> E[要介護]
  
```

```

graph TD
    A[介護サービス計画作成対象者] --> B[介護サービス計画課題分析]
    B --> C[モデルサービス担当者会議]
    C --> D[介護サービス計画作成]
  
```

一ビスがするもまだ行
渡の対応の確立に向けて
たちの役割の重要性と、
さに今力量が問われてい
時である▽国ではすでに
介護支援専門員指導者
修、介護支援専門員の成
・研修等に力を入れて
る。さまざまの場面で、
護福祉士が活躍される、
を期待したい▽本会ども、
も、ケアプラン・ケアマ
ジメントの実務者研修に
極的に取り組んでいるの
会員の参加を待っている

は、各都道府県下の老人保健福祉圏域ごとに原則一ヵ所とする。都道府県において選定したモデル地域候補（在宅で保健・医療・福祉サービスを受けている者、特別養護老人ホーム入所者、老人保健施設入所者、療養病床群（介護力強化病院等を含む）入院者のうちから選り、若しくは痴呆性老人の要介護高齢者は痴呆性老人を介護認定者又は虚弱老人を介護認定調査対象者としておおむね百名を確保できることを要

また、審査会においては、当該要介護者等に係る具体的なサービス提供計画である介護サービス計画を作成する際に留意すべき点等について意見があればそれをとりまとめ、当該要介護者等を担当する際にモデル介護者サービス計画作成者（以下「サービス計画作成者」といふ）に伝えることとする。

は、介護サービス計画の作成は介護支援専門員によつて作成されることとなってゐるが、介護支援専門員の養成に先んじて実施される本事業に限つては、介護サービス計画作成に必要な知識及び技術に関して各都道府県が実施する研修を受講した調査員及び平成八年度介護支援専門員指導者研修受講者をサービス計画作成者に充てることとする。

なお、当該研修の詳細につきては、別途通知する。

備支援事業 モデル事業の流れ

```

graph LR
    A[同意しない] --> B[調査しない]
  
```

者が重要であり、要介護者等の生活全般についてその状態を十分把握すること

```

graph TD
    A[かかりつけ医の意見] --> B[かかりつけ医  
意見書  
(別紙様式3)]

```

この図は、かかりつけ医の意見をもとに、意見書を作成する手順を示すフローチャートです。左側に「かかりつけ医の意見」と記載された箱があり、右側に「かかりつけ医 意見書 (別紙様式3)」と記載された箱があります。両者は矢印で結ばれており、意見が反映される過程を示しています。

ービス計画作成に最も適した方法を用いることとする。

```

graph TD
    A[会員・実験者] --> B[分析]
    B --> C[報告]
    C --> D[再調査]
    D --> E[総括]
    E --> F[会員・実験者]
    
```

加ケ
載る
(研修要綱は四
選定(在宅のみ)
(アセスメント)

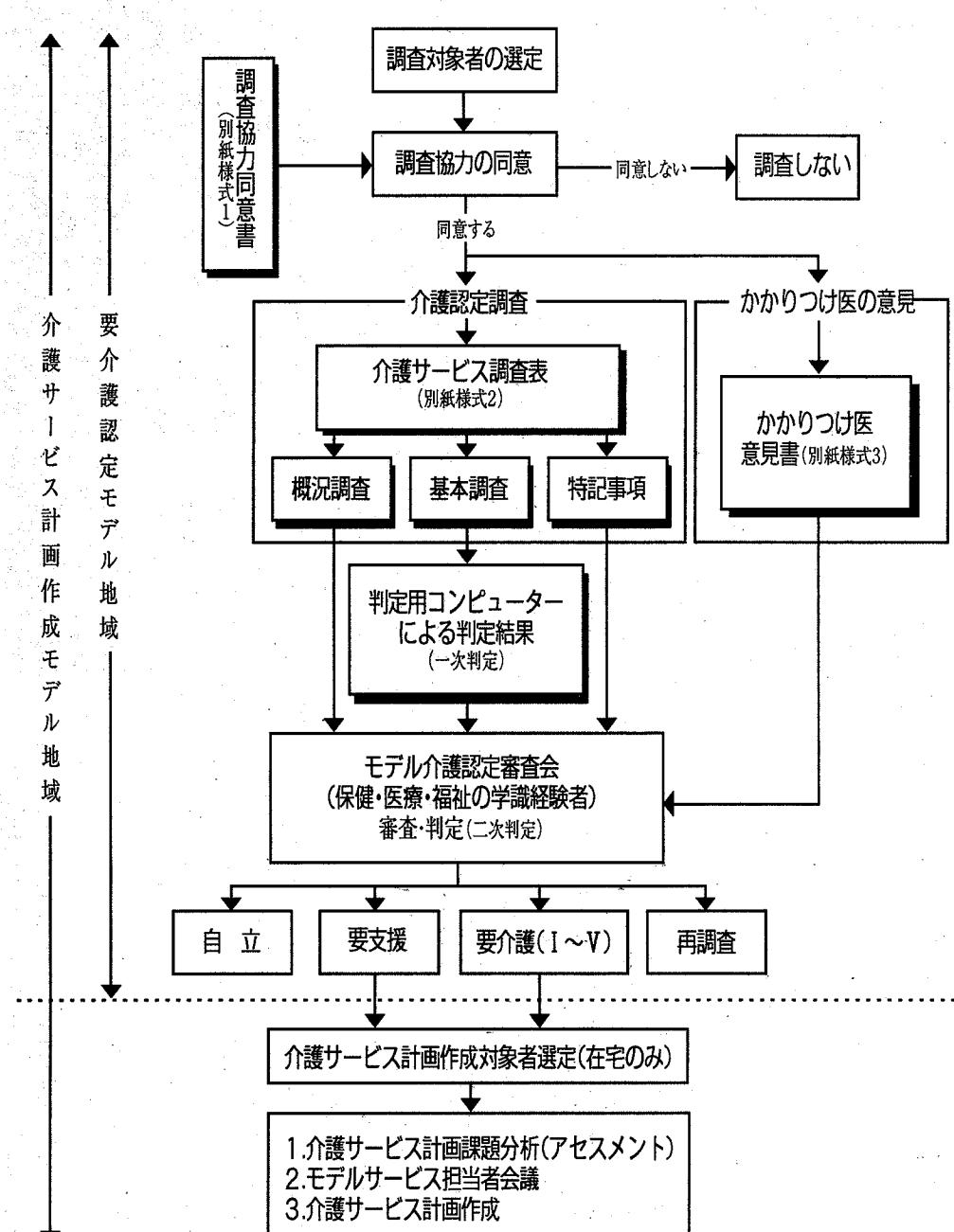
問題点等を整理し、個々の に努めることとする。
要介護者等が生活を継続・ なお、この際、要介護
向上させていく上で生ずる 定の過程で得られた要介
解決すべき課題を抽出する 者等の心身の状況等に鑑
画の作成の中心的役割を担う介護支援専門員等の養成を図り、もつ
て当該制度の円滑な運用に資することを目的として、平成九年度高
齢者ケアサービス体制整備支援事業が実施される。九年度では、八
年度の要介護認定のモデル事業の実施を踏まえて、介護サービス計
画（ケアプラン）モデル事業が新たに追加されている。

トビイ体験型備蓄計画委員会において検討されたMD方式、三団体ケア方式、ブラン策定研究会方式、日本本介護福祉士会方式、日本社会福祉士会方式、日本訪問看護振興財團方式及びの他の適切な方式の中から、それぞれの方式の有する特徴を十分に理解の上、要介護者等の求める介護計

り、介護支援専門員指導研修は継続分について平成九年一〇月以降に終期研修を予定している。また新規分については、平成九年一二月以降に前期及び後期研修を予定としている。

期後、専門員の養成研修による「アーバン」という言葉を用いて、この演習を中心とした演習を実施する。なお、この演習は、会員が中央法規より近づく予定の「生活支援」としての自立支援アシスト・ケアプラン記述を活用する。なお、介護の組合による「アーバン」を活用するとしている。

平成9年度高齢者アサーピス 体制整備支援事業実施要綱決まる



スクランブル

關東・甲信越

「高齢者介護システム」と題した基調講演が行われた。

第四回関東ロック研修会が八月三日、山梨県石和観光温泉ホテルにおいて参加者五六八名を集めて開催された。

午後からは「在宅ケアに必要な福祉と医療を考える」と題し、長野大学教授・武石村診療所長矢嶋領氏による講演が行われた。

2ブロックで研修会を開催



八月三〇日（土）、盛岡市の「あれあいランドイわて」を会場に、第四回となる北海道・東北ブロック研修会を開催。北海道・青森・岩手・宮城・秋田の各県から、会員を含む福祉関係者約二百名が参加した。

開会式の後、神奈川県藤沢市の特別養護老人ホーム「ラポール藤沢」の森繁樹氏が『これからのお高齢者介護と福祉専門職』をテーマに基調講演を行った。

午後からは「ケアマネジ

社会福祉士及び介護福祉の受験資格要件の緩和規制維持と緩和の主な意見

論点	規制維持の意見	規制緩和の意見
社会福祉士受験資格要件の緩和	病院における経験といつても医療の場では受診・受療援助のほか、患者の抱える入院生活の不安、経済的、心理的問題・社会的問題等の解決調整を援助するとともに、社会復帰を図る業務が中心である。したがって、医療施設における経験を直ちに評価していくことは慎重な検討が必要である。	今後、病院から退院する患者や老人介護施設や療養型病床群等の医療施設で長期に介護を受ける高齢者に対する適切なコーディネーターとしての社会福祉士の活躍が期待される。こうした点を考慮すれば、社会福祉士の受験資格要件となる指定施設については、社会福祉士関係施設等に限定することは現実的ではなく、病院、診療所さらには老人保健施設、訪問看護ステーションなど介護保険が給付対象とする全ての分野に広げられるべきである。
介護福祉士受験資格要件の緩和	急性期に患者を扱う一般病院においては、看護補助者は、多くの場合、ベッドメーキングや検体の搬送等、患者の体に直接触れることのない間接的な業務を主に行っているため、一般病院における看護補助者を介護等の業務に従事した者と評価するのは妥当ではない。	病院での看護補助者がその経験を生かし、介護福祉士への道を目指そうとしても、実務経験が受験資格要件とはされていない。 看護と介護は極めて密接で医療・福祉現場では連続的な行為であり、医療機関における実務経験が介護とは関連性が薄いものとして受験資格要件として認めないというのは合理的ではない。

規制緩和公開デイスカツションに出席

九月一日 中央合同庁舎第四号館にて 行政改革委員会規制緩和小委員会(委員長、宮崎勇)により「規制緩和に関する論点公開(第六次)」中、「医療関係資格制度に係わる規制緩和」「社会福祉士及び介護福祉の受験資格要件の緩和」についての公開ディスカッションが厚生省、関係団体が同席のもと、それぞれの立場で行われた。日本介護福祉士会からは田中雅子会長・石橋真一副会長が出席した。各論点に対し日本介護福祉士会が述べた意見については、以下のとおりである。

●介護福祉士の受験資格要件の規制緩和について

今後、増大する障害高齢者への介護、障害者(児)の自立を支援するためにも多くの人が介護の専門資格を取得することが望ましい。さらに、これらの介護ニーズは単に量的に増大す

るのみならず、利用者の意識の変化に伴い、生活の質の向上を保障する介護サービス、自立に向けた積極的な介護サービス、寝かせきりにしない介護、限られた財源のなかで効果的な介護サービスを提供していくこと

したがって、介護サービスは質的にも大きく変化しなければならない。

これらの中、多様化する介護ニーズに応えるためにも、幅広い介護経験者が介護福祉士となる道が必ず必要であり、規制緩和について賛成である。

一方、今後、介護が社会の弱者に対する社会福祉からサービスとして位置づけられていくばかり、サービス供給事業者も様々になると予想される。當利を図りたとした民間事業者の増加もあり、そのような多様な供給者が提供するサービスの質を担保し、保証するためにも介護福祉士制度は重要な役割があるため、利用者

の権利擁護や代弁が重要。そのためには、多くの職域において、職業倫理に基づいてサービスを提供する必要があります。このことは望ましく、福祉の規制緩和の上で、むしろこの資本が重要なことなのです。このことを前提として、今回の医療現場における養上の世話の経験を格要件の実務期間とめることについて、病院における介護の病院等の医療施設や病院等の医療施設

機能などには専門だけられた専門職において存在する。社会の実態が格制度は向うのものである。として、おける療養費を受験資格として認めて、現行の実態におけるべきだ。たゞ、介護下で往來の世話をされがちだ。まことに、開いてし指揮したことはある。

上で、実務経験と
検討すべきである
にし、医療現場の
態を変化させ、
押系統をあらため
よりて受験資格の
ことは可能であり
極的な対応を求める
候の実務経験と医
の急性期の医学的
なで行われる療養
としての経験とは
より同一とはい
として、医師の指

すべての要素の医療現職に必要な教育訓練の自立にか疑問で、したがおける実践的な問題である。この看護指導が十分理解され、実務経験で実務経験で、限つて認められらの条件

が存在する。現場では、介護事務経験を介護福祉士として指導者とする場合に資格とする場合に行われる」と、おなじく「福社」の意味をもつたした指導者のものも認められるべき。」

規制緩和について
対人援助を行なう上で、一般教養科目はむしり、重視されなければならない。それは義務教育や高等学年教育におけるものとは異なるものである。したがつて大学等における一般教養科目については履修を免除するといふ必要である。

先般頂いた資料の中で、「看護の業務」と看護補助者の業務としての介護福祉士の業務」と表現されているのは、介護福祉士制度の正しい理解とはいえない。介護福

務経験を介護福祉士の受験資格要件のなかに加えることとを認めることが必要とされる。これは、これららの必要とされる介護サービスの質を決して向上させることはできない。また自立に向けた介護や利用者本位のサービスの提供、慢性格疾患や障害者の生活の質の改善にはつながらない。

く、急性期の医療を中心とした看護ではなく、慢性期にある人や高齢者や障害者に対する日常生活における自立に目を向けた介護を行うのが介護福祉士である。したがって補助者としての位置づけではない。

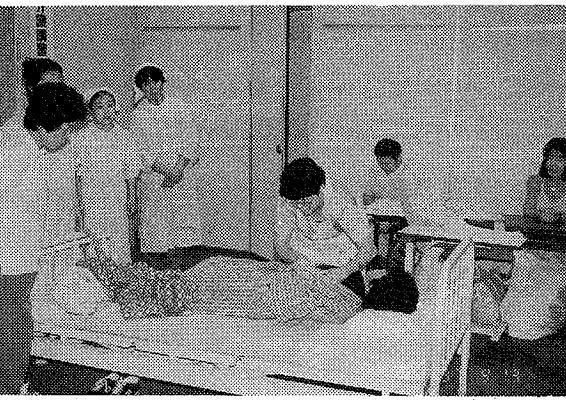
一方、これがの慢性期の方々が増加する比重は、急性期の医療・看護から、慢性期の医療・看護・介護へと移るに考えられる。したがって慢性期の介護が重要な業務と看護婦の業務とは重なりあう部分がある。重なりあう部分については今後、検討が必要な課題である。



が、自分自身の老後や家族の老後に不安を持った時に起つた普遍的なリスクとなつてゐる介護問題に對し、介護福祉士の専門的知識、技術の普及を図り、地域福祉に貢献することを目的として、四回目となる全国一斉介護相談が、日本介護福祉士会の各支部で行われた。今年は、統一日に限定することなく、敬老福祉月間の九月七日~十四日を中心に、各地で介護相談を始めとして様々なイベントが行われ、各会場はそれぞれ賑わつた。

第4回全国一斉介護相談

国民の多くが、自分自身の老後や家族の老後に不安を持った時に起つた普遍的なリスクとなつてゐる介護問題に對し、介護福祉士の専門的知識、技術の普及を図り、地域福祉に貢献することを目的として、四回目となる全国一斉介護相談が、日本介護福祉士会の各支部で行われた。今年は、統一日に限定することなく、敬老福祉月間の九月七日~十四日を中心に、各地で介護相談を始めとして様々なイベントが行われ、各会場はそれぞれ賑わつた。



一日中が介護福祉

福岡県介護福祉士会会長



因 利恵さん

ホームヘルパー歴二〇年

社の仕事、活動で終わつてしまつといつても過言ではない。

本ホームヘルパー協会の会員である。そのほか

引き受けている役職は、

福利厚生センター評議委員、ホームヘルパー養成研修テキスト作成委員、

福岡県社会福祉審議会委員、福岡市学校講師など

をするばかりで、六年前介護福祉会の設立準備会を発足させ、一年後の九一五年五月に会を設立し、会長に就任した。

「資格制度を健全に育

て、県民に質の高い介護

を提供したい」という熱い思いを抱いた名職種の介護福祉が県内から集まわり、準備資金作りに

誰にでも起つた普遍的なリスクとなつてゐる介護問題に對し、介護福祉士の専門的知識、技術の普及を図り、地域福祉に貢献することを目的として、四回目となる全国一斉介護相談が、日本介護福祉士会の各支部で行われた。今年は、統一日に限定することなく、敬老福祉月間の九月七日~十四日を中心に、各地で介護相談を始めとして様々なイベントが行われ、各会場はそれぞれ賑わつた。

福岡県では有名な南蔵院

のご住職や地場企業の

方々からの資金援助して頂きましたが、そうした資

金援助だけでなく、会と

立派な会員も務めた。

家族は、自営業の夫、娘二人の四人。「夫には迷惑かけっぱなしでした

が、娘二人が今年同時に

社会人になりホッとしています」現在会員数は九百人を超えたところ

で、今後、事業拡大す

るのも、事務局員の

配置などを目標してい

ます」

最後に「今年は福岡県

で全国研修会が開催され

るので、ぜひお越しくだ

さい」と付け加えた。

福岡県介護福祉士会

成、関連機関への挨拶ま

り、資料集めや契約の作

るなど、事務局員の

負担が減らすサービスの

情報も大切であると改めて

了承された。

福岡県介護福祉士会

成、関連機関への挨拶ま

り、資料集めや契約の作

るなど、事務局員の

負担が減らすサービスの

情報も大切であると

ケアプラン・ケアマネジメントの実務者を養成 介護保険制度導入に備えて次々と研修会

◆介護支援専門員の養成講座◆

1. 期日: 平成10年2月13日(金) ~14日(土)
 2. 会場: 安田生命アカデミア

東京都府中市日鋼町1-40 電話0423-51-8311

3. 主催: 財団法人 安田生命社会事業団
 社団法人 日本社会福祉士会
 日本介護福祉士会

4. 講座のねらい

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成としては、各地域で実際に保健・医療福祉の分野において、高齢者のケアに携わっている人材を中心に研修を通して資質の向上を図ることが必要とされています。
- そのためには効果的・効率的な研修を実施し、一定水準以上の資質を有する介護支援専門員を相当規模で確保する必要がありますが、その対象者として、医師・歯科医師・薬剤師・保健婦・看護婦・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士等の専門職のうち、高齢者介護の現場で、ケアマネジメントを実施する能力ある者を対象として、実務的な研修を行うことといたします。
- 講義内容は、制度に関する知識及び福祉職に不足しがちな医療・保健等に関する知識・技術を中心に学習していただき、介護支援専門員としての総合的な力を身につけていただきます。

5. 受講資格

日本社会福祉士会・日本介護福祉士会の会員の方に限ります。

会員以外で、この講座を希望される方は事前に、社団法人日本社会福祉士会及び日本介護福祉士会に入会されることが受講の条件になります。

なお、2日間受講された方には、安田生命社会事業団・日本社会福祉士会・日本介護福祉士会の3者連名の「修了証」を発行いたします。

6. 問い合わせ先 ・社団法人 日本社会福祉士会 電話03-5275-3580

〒102 東京都千代田区麹町4-5 第6麹町ビル30号室

・日本介護福祉士会 電話03-3507-0784

〒105 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階

7. 定員: 300名(定員になり次第締め切らせていただきます)

8. 受講料: 8,000円(税込み、2日間とも昼食付)

宿泊を希望(先着150名)の方は、別途5,000円(税込み)をお支払ください。
 〔シングルルーム、夕・朝食付〕

9. プログラム

・2月13日(金)

- 9:30~ 開会式典
 10:00~ 高齢者新介護システムの基本理念(概論)
 11:00~ 介護保険制度論1
 12:30~ 昼食・休憩
 13:30~ 介護保険制度論2
 15:15~ 高齢者ケア総論1・2・3
 18:00~ 夕食・休憩
 19:00~ 社会福祉士会・介護福祉士会両団体アセスメント
 様式の解説・活用方法(自由参加)

・2月14日(土)

- 9:00~ 医学的管理サービス方法論
 10:45~ 訪問看護方法論
 12:15~ 昼食・休憩
 13:15~ 地域リハビリテーション論
 14:45~ まとめ

「ケアマネジメント・ケアプラン」研修会
 一 目 的
 介護保険導入時における、質的に安定したサービスが提供される為の自立化への向けたケアプランの作成及び介護実践の科学化と介護福祉士としての専門領域の確立に向けて、白澤政和先生をお招きし、理論と演習の学びます。

二 日 時
 平成10年1月24日(土)
 午前10時~午後4時
 三 場 所
 茨城県県民文化センター
 別館(水戸市)
 四 内 容
 ケアマネジメントの理論と
 演習(講師)白澤政和先生

当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

五 定 員
 一般300名(資料代・昼食代込み)
 六 参 加 費
 一般3000円(資料代・昼食代込み)

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険の創設を見据え、各都道府県のリーダークラスの介護福祉士。

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務者研修を行ふとともに

三 対 象
 公的介護保険と自立支援

四 内 容
 本会で取りまとめた「生

五 参 加 者
 介護支援専門員としてモ

六 参 加 費
 会員・その他

七 申込方法及び問い合わせ
 せ先
 事務局 筑波インダス・ガ

一 目 的
 各々の事例をもとに、本

二 内 容
 当該研修会では、本会が提案する「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント(在宅版)」を主体として、平成8年度高齢者ケアサービス体制整備支援事業における要介護認定モデル事業の認定調査員参加者を対象に、演習を中心とした実務

日本介護福祉社会

介護保険法が成立

介護保険制度施行準備日程（案）（都道府県担当者会議資料より）			
	国	都道府県	市町村
9 年度	1 ○全国会議Ⅰ（通常会議）	【介護保険関係市町村会議】	○介護保険事業事務内容の検討 ○準備組織の検討 ○介護保険事業計画策定、事務処理システム開発等予算の検討 ○要介護認定事務の委託、介護認定審査会共同設置の検討 ○被保険者管理等国保連委託の検討 ○寝たきり老人等の把握調査
	2 ○介護支援専門員指導者研修者研修継続	○介護保険事業事務内容の検討 ○準備組織の検討 ○介護保険事業支援計画策定等予算の検討	
	3 ○全国会議Ⅱ（臨時国会後）	【介護保険関係市町村会議】	
	4 ○要介護認定基準決定 ○介護保険事業計画等基本指針作成 ○介護報酬基本骨格案 ○全国会議Ⅲ（介護保険事業計画等） ○事務処理システム標準仕様の提示	○介護支援専門員研修開始 ○要介護認定事務の委託、介護認定審査会共同設置の調整 ○市町村相互財政安定化事業、広域連合等の調整 ○介護保険事業計画等の市町村説明	
10 年度	1 ○介護支援専門員指導者研修継続（通年） ○事業者指定・施設指定基準案の提示	○介護支援専門員研修継続（通年） ○介護保険事業計画の技術的助言 ○圏域設定など介護保険事業支援計画策定作業	○ニーズ調査など介護保険事業計画策定作業 ○必要基盤整備量推計
	2		
	3		
	4 ○政省令、条例準則等の公布等		
11 年度	1 ○介護支援専門員指導者研修継続（通年）	○介護支援専門員研修継続（通年） ○準備組織の設置 ○介護サービス基盤の見込み等とりまとめ	○準備組織の設置 ○介護サービス基盤の見込み等とりまとめ
	2 ○介護保険運営費の国庫負担等概算要求	○事業者・施設の指定	
	3	○介護保険認定審査会設置（受託） 給付申請受付開始、介護認定開始 （○介護保険審査会設置）	○介護保険認定審査会設置 ○被保険者管理等運営事務システム移動 ○保険証交付
	4 ○介護保険関係予算の確定	○介護保険事業支援計画策定 ○介護保険関係予算の確定	○保険料率の決定 ○介護保険事業計画策定 ○介護保険関係予算の確定
12 年度	1 ○介護支援専門員指導者研修継続（通年）	○主管組織の設置 ○介護支援専門員研修継続（通年） ○事業者・施設の指導・監督 ○国保連介護給付費審査会設置・業務開始	○主管組織の決定 ○介護保険特別会計設置 ○保険料賦課、徴収



開合式不換擋去子田中聯子企長

「支援」・サブテーマは「介護システムにおける介護サービスの充実を目指し、より一歩進んで、明確化し、さらに専門的・専門的な役割を備えた介護福祉士の役割」である。介護保険導入

翌日は、会場を福岡大蔵に移し、午前・午後二回の分科会による事例研究を行った。

また、介護保険法成立以後もにサービスを直接提供する私たち介護福祉士は、利用者に一番近い専門職として、その存在と役割はますます重要になり、責任も重くなることを認識しなければならない▼今後も介護福祉の専門職として研鑽を積み、質の向上を続けることはもちろんのこと、利用者とともに、この介護保険の行方を見守り、必要な場合は適宜・適切に意見を持つことともいわないのでないだろうか▼ともあれ、法施行の二十一世紀まであとわずか。この介護保険が適切に運用され、誰もが長生きしてよかつたと実感できる長寿社会が到来することを祈る▼そして、その役割の一端を担うことが出来るような介護福祉士でありたいと思う。

平成九年一二月九日、介護保険法が、衆議院本会議にて可決され成立了。

これにより、いよいよ平成一二年四月より新たな介護システムがスタートする。なお、課題となっている介護サービスの基盤整備等については、「介護サービスの基盤整備の推進などに関する決議」以下のように盛り込まれる。

平成12年4月にスタート

我が国は、まだ高齢化社会ではないが、十一世紀に世界に例のない高齢社会を迎えると予測されてい。このよろづな高齢化が進む中で、高齢者介護の問題は、國民の老後生活における最大の不安要因であるといつて過言ではなく、個人の人生においていまどき、家族、さらには我が国社会全体にとっても極めて重要な問題である。

高齢者か自分の有する能力を最大限に活かし、自分が望む環境で、人生を尊厳を持って過ごすことができるような長寿社会の実現は、人類共通の願いである。

このような重要な介護問題の解決に向け、今後進るべき方向を明らかにし、着

一、市町村が制度を安定的に運営できるよう、その意向を十分反映した各般の支援に万全を期すことにも、基盤整備の推進に努めること。

850名参集し福岡で開催
一月一四、一五日の両
日、全国から約八五〇名も
の会員が参集し、福岡市の
シーホークホテル、福岡大
学において、日本介護福祉
士会第4回全国研修会が
催された。

地域化の取り組みを支援するに努めます。

右決議すべし。
要となる介護支援専門員養成については各都道府県において第一回目の実施修業講習試験を今年度に行う予定としている。

の向上に努めてまいりました。
趣旨として開催した。
初日は開会式典に続き、
愛知県健康科学総合センター長・井形昭弘氏による
別講演「夢の長寿社会」、
介護福祉に期待するもの、
と題して、夢の長寿社会を
支える介護保険制度を介護
福祉士の視点からの見据え
の講演があつた。

スクランブル

▼介護保険法

▼第2分科会

「ホームヘルプサービス」と生活支援「利用者本位のサービスを提供するため」をテーマに、ライフケーションシステム・メディカルディレクター・辻彼南雄氏、広島女子大学生活科学部助教授・太田貞司氏を助言者に迎え、「利用者本位とは」の観点で討議を深めた。まず井上幸子さん（朝霞市役所ホームヘルパー指導員）より、精神分裂症の母娘の在宅をささやきめ細やかなケアの報告がなされた。



▼第5分科会

新規開拓アプローチの取り組み 加藤 仁



独自のアセスメント表を使つて、チームアプローチしながらケアプランを作成し、個別援助を行ってきた経過を報告した。

助言者からは「重度障害者に対してアセスメントを活用し、援助計画を立てたプロセスは評価できる。今後は、精神的な支えを支援する処遇計画になることが必要である」との助言があった。

次に、那須フジ子さんの勤務する富崎市の社会福祉協議会は、障害署(児)に対するホームヘルプサービスを行つており、利

「ホームページヘルプサービス」と生活支援（利用者本位のサービスを提供するため）にテーマに、ライフケーションシステム（メディアカルディレクター・辻彼南雄氏、広島女子大学生活科学部助教授・太田貢司氏を助言者に迎え、「利用者本位とは」の視点で討議を深めた。）まず井上幸子さん（朝霞市役所ホームページヘルパー指導員）より、精神分裂症の母親の在宅をささやきめ細やかなケアの報告がなさ

大切にしていきたい。
次に杉本春子さん（滋賀県水口町社会福祉協議会主任ホームヘルパー）より、二四時間対応巡回サービスへの取り組みが報告された。住民を主体におき、ヘルパー自ら講演会等を通して啓発活動にも努力していく、マンパワーが直接伝わっていいようであった。
助言者からは「どんなに良い医療を準備しても生活を支える人がいなければそれは実現しない。二十一世

一 ピスと生活支援
れ、増加が予想される精神障害者の方への在宅ケアの重要性が話し合われた。

▼第3分科会

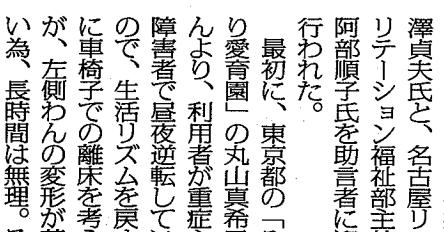
プランの取り組み

組み、自立への積極的介護サービスの確立に向けて」がテーマで、「立正大学社会福祉学部教授・小笠原祐次氏と厚生省社会・援護局施設人材課、介護技術専門官ケアプランはまぐち」まで、田千夏さんから、「被虐待の想のあるお年寄りへの援助」の事例が発表された。助言者からは「施設内

良いが、本当の焦点をズラさずに見ていくべきではないかうか」と言われた。次に神奈川県の老人保健施設・神恵苑の三ツ井倭子さんは、「食べる動作をするから忘れてしまった人への自立支援にむけての援助」と題し、平成八年から職員全員がパソコンを使って、ケアプランを策定している事例を発表した。

▼第6分科会

）の白
自立と
実と社



支援と生活支援

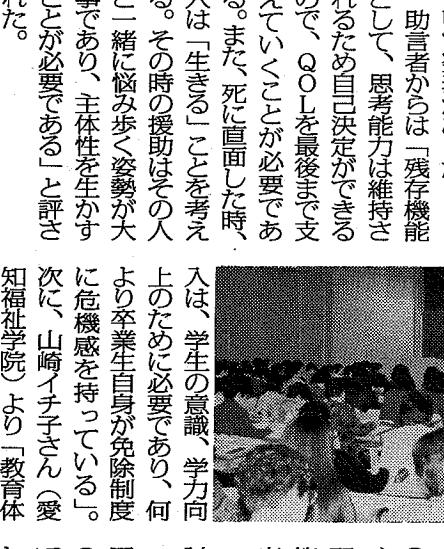
結果、生活の質が確実に改善したことが報告された。助言者からは「メンバーシップを分け、その人の実態に沿ってレクリエーション等の計画を実施し、一人ひとりの評価もしながらそれを浮かび上がらせていくのが大事である。病院のた

良いが、本当の懸念をばらさずに見ていくべきではないかとうか」と言われた。 次に神奈川県の老人保健施設・神恵苑の三ツ井倭子さんは、「食べる動作をするから忘れてしまった人への自立攝取にむけての援助」と題し、平成八年から職員全員がパソコンを使ってアクセスメントチェックして、ケアプランを策定している事例を発表した。

で試行錯誤し、点滴パンクを工アバットの様に車椅子に取り付けて成功した。これらの方々が生活リズムが確立され、利用者も積極的に自立座位をとられるようになつたと報告された。

助言者は「放つておかげやすいタイプの事例に対し、問題意識を持ち動いたことが改善につながった。どんなに科学が発達しても、必要なのは利用者にあつたものを考案、作製する事である」と評された。

次に、岡山県の総社市社会福祉協議会ホームページヘルパ



▼第8分科会

▼第8分科会
介護福祉教育を考える

「介護福祉教育を考える」をテーマに、静岡県立大学短期大学部教授・岩橋成子氏、上智大学文学部助教の守屋節子さんより、筋萎縮性側索硬化症(ALS)を利用者のターミナルケアで、在宅で支えるケースについて発表があった。

助言者からは、「残存機能として、思考能力は維持されるため自己決定ができるので、QOLを最後まで支えていくことが必要である。まだ死に直面した時、人は「生きる」ことを考えます。その時の援助はその人と一緒に悩み歩く姿勢が大事であり、主体性を生かすことが必要である」と評された。

教授・柄本一三郎氏を助言者に迎えた。

まず、小西治子さん(大阪体育大学付属福祉専門学校)より「養成校卒業生に対する国家試験の段階的導入法」を発表された。

阪体育大学付属福祉専門学校より「養成校卒業生に対する国家試験の段階的導入法」を発表された。

がどのようなストレスをうけているのか、入所者五〇名に面接による調査・分析を行ったことを報告した。助言者からは「施設処遇について統計手法を使って客観的に理解することは大事である。施設での混合処遇は全国的にも問題があり、関心のあるところである。非痴呆性老人のテストなども加わっていればより正しい理解が深まる」との助言があった。

事である。施設での混合遇は全国的にも問題があり、関心のあるところである。非糖尿病老人のテストなども加わっていればより正しい理解が深まる」との助言があった。

人ホーム書景園主任 審母・吉村朝子さんと、岡山県山手村社会福祉協議会・北村美智子さんが発表した。

在宅生活を希望する利用者・家族が多くなってきているが、ADLの低下、痴呆性老人の増加により介護機器の工夫や住宅改造の必要性が高くなってきていく。発表者の事例で、費用

教授・柄本一三郎氏を助言者を迎えた。

まず、小西治子さん(大阪体育大学付属福祉専門学校)より「養成校卒業生に対する国家試験の段階的導入を考える」

教授・柄本一三郎氏を助言者を迎えた。

まず、小西治子さん(大阪体育大学付属福祉専門学校)より「養成校卒業生に対する国家試験の段階的導入を考える」

の少ない塩ビパイプを使つたボーダブルトイレの手すりや、浴室の木製手すり、玄関の取りはずしスロープの取り組みの報告があったが、環境整備に関する家族の理解を得ることの難しさを感じた。

助言者からは「利用者の状況、介護環境条件、本人、家族の思いを考慮し、住宅改造成や介護機器の必要性を理解した上で、導入に向けた事間家への働きかけが大切である。また、家族の将来の介護戦略をたてるここと(ケア計画)が専門性を表現することとの第一である」との意見をいただいた。

系の改善のためにには、養成期間を三年とし、医学援助をとり入れたカリキュラムを見直す時期である」と、養成現場から調査を踏まえての提言がなされた。

それを受けて、フロアーからは「医療行為への不安と混乱に対し、専門職としての信頼を得るために業務範囲を拡大し業務独占も必要である」と介護福祉士自身の質の向上とともに、法改正への意見が出された。また介護実習四〇時間の持つ意味は大変重く、現場からどのような実習が必要か養成校に伝える等、自分達で良い後継者を育てる責任がある。カリキュラムの充実についても検討されるべき課題である。

日本介護福祉士会は職能団体として介護福祉士教育の現状をまとめ、体系化していく責任があると助言された。

次に、山崎イチ子さん(愛知福祉学院)より「教育体

ニュース



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.24 2月15日号
平成10年(1998年)

日本介護福祉士会

社会福祉の基礎構造改革について社会援護局長と意見交換

昨年より、中央社会福祉審議会(委員長・木村尚三郎東京大学名誉教授)の専門分科会で社会福祉の基礎構造改革について検討が始まりました。これを受けて、社会福祉参考とするため、社会・援護局長と社会福祉関係団体が順次意見交換を行っており、日本介護福祉士会は去る1月23日に(社)日本社会福祉士会・全国社会福祉施設経営者協議会と同席のもと厚生省社会・援護局長室にて意見交換を行った。

①人材養成・確保について
日本介護福祉士会としての主な意見は、
②規制緩和について
③人材確保や人材育成の格等について厳格にすべき。
④介護福祉士養成校卒業生にも国家試験導入を検討などである。

⑤要援護性の高い人々に対する対応などによってはどのように対応すべき。
(社会福祉基礎構造改革の主な論点については2面に記載)

規制緩和小委員会の最終報告書取りまとめ

行政改革推進のため、平成七年四月より進められていた規制緩和小委員会(小委員長・宮崎勇、大和総研特別顧問)の最終報告書が平成九年十二月四日に取りまとめられた。

(介護福祉士関係のみ抜粋)

(1) 医療関係資格制度に係わる規制緩和
看護婦と介護福祉士

看護婦の資格を取得するためには、看護婦養成機関で三年以上(三年以上業務実績)

このため、看護業務と介護業務が制度としては分かれているが、看護業務を担う看護婦と介護業務を担う看護婦が共通の問題として介護を提供することがあります。

・介護福祉士
介護福祉士は、専門知識と技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障があるものにつき入浴・排泄・食事その他の介護を行うとともに、介護者に対して介護に関する指導を行う資格であり、受験資格要件としては、社会福祉施設のほか、医療施設では療養型病床群、介護力強化型病院、老人保健施設等の介護施設に限定されている。

しかししながら、特別養護老人ホームや老人保健施設等にどまらず、介護業務が定期的に実施されている。将来の高齢化の進展や介護保険制度の施行等を控え、介護福祉士の果たす役割への期待が高まる。

（2）社会福祉士・介護福祉士の受験資格要件の規制緩和

このため、看護業務と介護業務が制度としては分かれているが、看護業務を担う看護婦が共通の問題として介護を提供することがあります。

このため、看護業務と介護業務が制度としては分かれているが、看護業務を担う看護婦が共通の問題として介護を提供することがあります。

このため、看護業務と介護業務が制度としては分かれているが、看護業務を担う看護婦が共通の問題として介護を提供することがあります。

このため、看護業務と介護業務が制度としては分かれているが、看護業務を担う看護婦が共通の問題として介護を提供することがあります。

スクランブル

人材養成・確保について
日本介護福祉士会としての主な意見は、
①人材養成・確保について
②規制緩和について
③人材確保や人材育成の格等について厳格にすべき。
④介護福祉士養成校卒業生にも国家試験導入を検討などである。

⑤要援護性の高い人々に対する対応などによってはどのように対応すべき。
(社会福祉基礎構造改革の主な論点については2面に記載)

一方、介護福祉士は、介護施設や療養型病床群を有する病院、老人保健施設等の

一方、介護福祉士は、介護施設や療養型病床群を有する病院、老人保健施設等の

一方、介護福祉士は、介護施設や療養型病床群を有する病院、老人保健施設等の

一方、介護福祉士は、介護施設や療養型病床群を有する病院、老人保健施設等の

一方、介護福祉士は、介護施設や療養型病床群を有する病院、老人保健施設等の

平成十年の新たな課題

日本介護福祉士会会长 田中 雅子

介護支援専門員実務研修受講試験対象者の範囲について

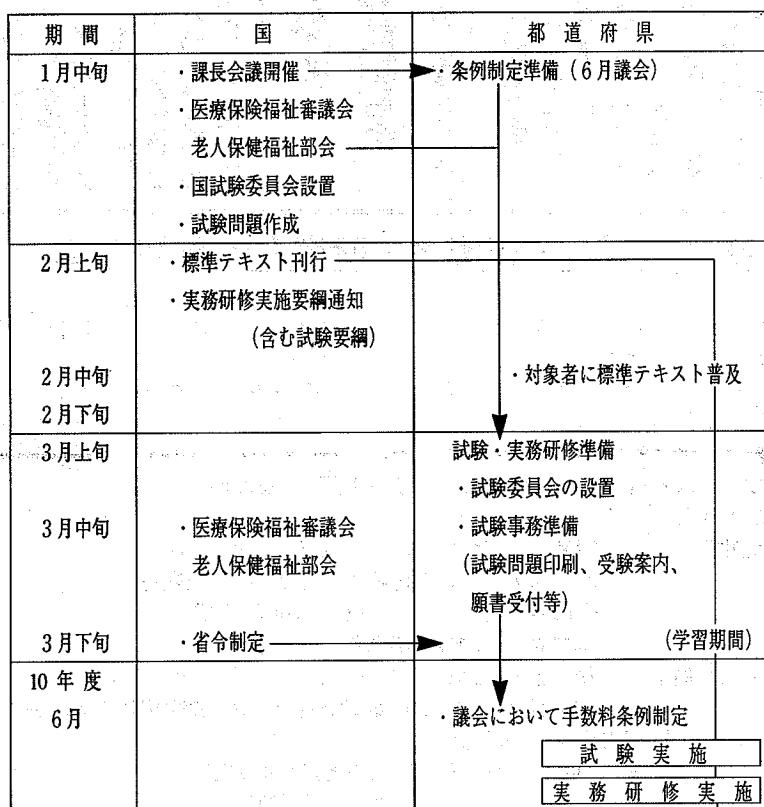
介護支援専門員について
は、八四年の老人保健福祉審議会で「医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦、OT、PT、社会福祉士、介護福祉士等の保健・医療・福祉の専門職」のうち、「一定の実務経験を有し、所要の研修を修了した者とする」とが考へらる」とされ、高齢者サービス体制整備検討委員会報告で「介護保険制度の円滑な運営のため検討中」の検討中)にて検討中)

3、対象者(審議会において検討中)

4、試験の実施方法等
受講者に対して介護及び介護支援専門員の業務に関する演習及び実習を行うに際して、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、高い資質を確保することを目的とする。

5、試験回数
この場合において、都道府県は、試験問題の選定、(9)その他の介護支援専門実務研修について、1の目的を達成するために必要な事務

当面の介護支援専門員実務研修関係の流れ (全国担当課長会議資料)



介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲(案)	
○医師	○栄養士(管理栄養士を含む。)
○歯科医師	○義肢装具士
○薬剤師	○言語聴覚士
○保健婦(士)	○歯科衛生士
○助産婦	○視能訓練士
○看護婦(士)、准看護婦(士)	○柔道正復士
○理学療法士	○精神保健福祉士
○作業療法士	○別に定める相談援助業務に従事する者(別紙1)
○社会福祉士	○別に定める介護等の業務に従事する者(別紙2)
○介護福祉士	
○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	

介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱(案)



くらし楽しく、
ソウエルクラブ

申請されましたか?

- 前年度から継続加入する会員に、健康生活用品をプレゼント
- 新規加入法人の会員に、加入記念品をプレゼント
- 成人病予防健診費用の助成(政管健保以外の健診でも助成)
- クラブ・サークル活動への助成
- 長期勤続者への記念品の贈呈
- 出産お祝品の贈呈
- 指定保養所への助成による割引宿泊
- 会員や会員の配偶者が死亡した場合、弔慰金を支給
- 会員が就業中または通勤途上でケガをされた場合、傷害保険金を支給

平成10年度からのサービスのご案内

- 会員が働きながら社会福祉関連専門資格を取得した場合、記念品を贈呈
- 指定保養所優待券を1室1枚から、会員1人に1枚配布で格安に宿泊

社会福祉法人福利厚生センター お問い合わせは 0120-292-711まで

介護福祉士
国家試験、試験会会場

第一〇回介護福祉士国家試験が、一月二十五日(日)に、全国一二都市二二の試験会場で行われた。昨年より、受験資格が拡大されたこともあり、受験者は過去最高の三万四〇〇人となった。高松会場では晴天となつたが、寒さは厳しく試験会場での暖房設備はなく、カイロ一つで試験に挑んだ。今年の問題は、今までの問題集に出ていないひねった問題が多く難しかった。(二十四歳寡母)、「職場の先輩の多くが資格を取

第10回介護福祉士国家試験

過去最高3万人が受験

関東・甲信越ブロック研修会

ケアマネジメント・ケアプラン

今後の予定

●「ケアマネジメント・ケアプラン」リーダー研修会
日時=平成10年3月7日

●「ケアマネジメント・ケアプラン」研修会
日時=平成10年3月7日

月14日、場所=日本介護福
送料込 5千円。
03-5407-6764
ヘ直接どうぞ。定価(税)

日本介護福祉士会第5回通常総会

◇日 時 平成10年5月16日(土)
◇場 所 東京・マツダホール(マツダ八重洲ビル9階)
◇記念講演 聖路加看護大学学長 日野原 重明氏

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

がんばります

各県文部活動

員。

今後の予定

活動報告

○香川県 定例研究会

○香川県 定例研究会

○香川県 定例研究会

は、平成10年1月の定例

研究会を一月三十一日(土)

に行つた。今回は、昨年の

介護技術リーダー研修会で

学んだ地域のリーダーが講

師となって、県内の五つの

会場で「新しい介護技術の

テクニック」を一般会員を

対象に研修を行つた。普段

は一か所の会場へ集まるの

も大変だったが、今回は研

修会場を分散し、参加しや

すくするという趣旨での試

みであり、会員からの評判

も良かつた。

○静岡県 定例研究会

静岡県介護福祉士会は、月十八日(日)、東部支部事業として「介護保険・今」と題して講演とパーセッションを行つた。「施設から見えた介護保険のテーマで、平井章氏(社会福祉法人十

字の園事務局長)、「ホームヘルプサービスを通した今後のお宅福祉サービス」テマで林香代子氏(静岡市社会福祉協議会在宅福祉係長)が介護保険導入後の施設と在宅について話した。

悪天候の中270名が参加

静岡の事前講習会

●介護支援専門員業務研修

修講試験のための事前

講習会が各地で開催されて

いるが、静岡県介護福祉士会は一月十五日(木)、会員や一般の方を対象に静岡県総合社会福祉会館で六時間の事前講習会を行つた。

当日は悪天候にもかかわらず、「七〇名が参加した。

森永幹は「介護保険の仕組み」について講演し、県内

のサービス利用状況と介護福祉士が福祉分野で活躍

してほしいと期待を述べら

れた。

また小栗静岡県介護福祉士会会長は、試験に向けての国や県の動向を話した。

その後、「介護保険におけるケ

定義、理念、機能と方法論

などと具体的に押さえて、充実した講習会となつた。

日本ホスピス・在宅ケア研究会のお知らせ

日本ホスピス・在宅ケア研究会は7月、第6回大会を山梨県で開催する。開催要綱は以下のとおり。

1. テーマ 「生命(いのち)の輝き」~本音をききたい語りたい~
2. 期日 7月4日(土)・5日(日)
3. 会場 アビオ甲府
4. 参加費 医療福祉従事者5,000円 患者市民学生3,000円
5. プログラム(予定)
 - 特別講演1 「緩和ケアとインフォームドコンセント」 武田文和氏(埼玉県立がんセンター総長)
 - 2 「介護保険前夜」~医療と福祉の架橋~ 岡本祐三(神戸市看護大学教授)
 - 教育講演1 「がん治療における緩和医療学の現状と将来」 向井雄人(都立駒込病院学療法科医長兼緩和ケア科医長)
 - 2 「韓国のホスピスケア」 W.SOOK MD(韓国ホスピス協会副会長)
 - 3 「ターミナルケアにおけるナースの役割」 吉田智美(神戸大学医学部附属病院婦長)
 - 4 「家族ががんになった時」~がん患者をどうささえるか~ アルフォンス・デーケン(上智大学文学部哲学科教授)
 - ・ホスピス初級講座
 - ・市民と医療を結ぶ部会 「本音で語ろう市民の集い」
 - ・看護部会 「看護ケアとコミュニケーション」
 - ・宗教部会 「生命のトライアングル・それぞれが求めるもの」 ~果たして宗教は“いのち”を救えるか~
 - ・シンポジウム 「老人性痴呆」
 - ・徹底討論 「安楽死・尊厳死」
 - ・癒しのコーナー
 - ・一般演題、語り合うコーナー
6. 申込先 山梨大会実行委員会 〒400-0042 山梨県甲府市高畠1-21-2永照寺幼稚園内 TEL 0552-24-6849 FAX 0552-27-9595

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報を届けております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



日本介護福祉社会

第十五回介護福祉士国家試験の合格者が三月三十一日に発表された。

第十回 介護福祉士国家試験合格者発表

合格者過去最高の一万五千名

第十一回介護福祉士国家試験の合格者が三月三十一日に発表された。

今年は、受験者数三万一五六七名に対し、合格者が一万五八一九名で、合格率は五〇・一%と昨年より〇・六ポイント下がった。

しかし、受験者数は毎年着実に増加、今回は過去最高の三万人を越えており、合格者数も初めて一万五〇〇〇人を越えるに至った。その中でも男性の合格者数が今年の特徴といえる。(詳細は二面)

介護支援専門員実務研修受講試験については、各都道府県の設置する介護支援専門員実務研修受講試験委員会が試験問題の選定をすることとなっていたが、今般各都道府県の試験事務負担

の整減等の觀點から、以前よりいたい厚生省に設置する試験委員会において各都府県の試験問題を選定するにあつた。

第1回介護支援専門員試験問題の取り扱いの特徴について

おしなじ
問題については
の試験日直前に
に搬送する。

句に該する事務のうちとす。平成十二年四月一日から、成十七年三月三十日までは、その資格を得る前に、院、診療所その他の言語聽取法（平成九年法律第百二号）附則第三条に規定する厚生省令で定める施設において同法第二条に規定する業務に適法に從事し

間か三年を超
三年とする。) 4 に都道府県知事
定した者が行
門員実務研修会
当する試験によ
者は、介護支援
研修受講試験と
みなす。

の場合は
を含む。)施行の際現
又はその指揮
介護支援専
講試験に相
格していくる
専門員実務
合格した者

理性を基本として利用者のために、役立つ専門職として育つことを念頭に置いてあることが大切である。また田先の流れに捉われず、長期的な視点で自分の足元も固めることが求めることについてと思つ。

外壁又は内壁に附く直角柱を削除

九年法律第二百一十三号。以下「法」という。)第七十九条第二項第二号に規定する厚生省令で定める者は、要介護者又は要支援者から利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行なう者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であつて、業務從事期間要件該当者について都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修を終了し、当該都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修を修了した旨の証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けた

修受講試験の対象者の範囲
が、このたび、四月十日に
介護支援専門員に関する省
令(官報)
○厚生省令第五十三号
介護保険法(平成九年法
律第三百二十三号)第七十九
条第二項第一号及び第二百
四条の規定に基づき、介護
支援専門員に関する省令を
次のように定める。
平成十年四月十日
厚生大臣 小泉純一郎
介護支援専門員に関する省
令
(介護支援専門員)

介護支援専門員については、先般、医療保健福祉審議会老人保健福祉部会で介護支援専門員の実務研修受講試験の対象者の範囲が大幅に認められていたが、このたび、四月十日に省令で制定された。

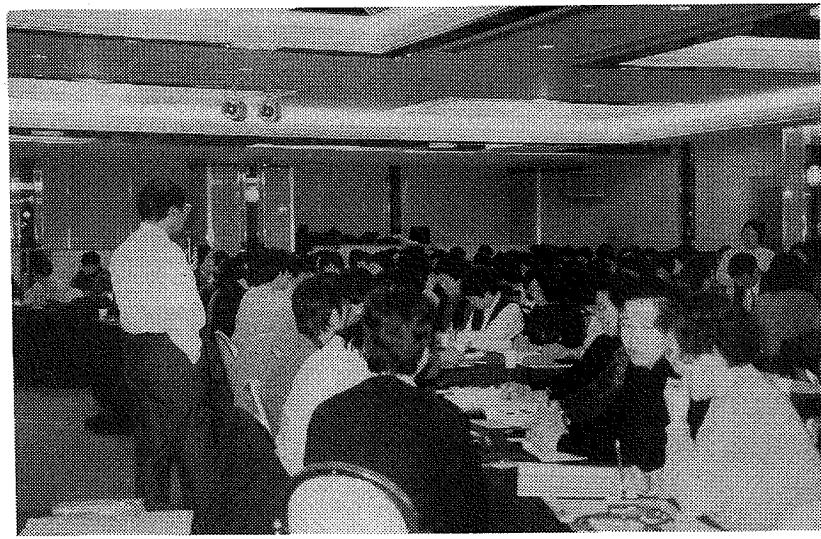
(同法第三十二条に規定する補装販制作施設を除く。)の身体障害者更生援助施設及び同法第十一條第二項に規定する身体障害者更生援助施設を除く。

33. 第二項の規定にかかるいわゆる「次号において定めるもの」(次号において定められるもの)は、第3項の規定にかかるいわゆる「次号において定めるもの」と同一のものと認定する。この場合、前項の規定によつて、社会福祉士の事務用資格(有等者等)として適当でない者は、介護支援専門員とした者は、道府県知事が認めた者とする。

二、居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する専門的知識及び技術（修了証明書の交付）

期間を含み、精神保健福祉士についてはその資格を得る前に病院、診療所その他精神保健福祉士法（平成九年第二条に規定する厚生省令）

△介護支援専門員実務研修
受講試験の対象者の範囲が大幅に拡大さ



成九年度日本介護福祉士会
近畿ブロック研修会が、大
阪市淀川区のホテルプラザ
オーパで開催された。近

平成十年二月二三・一四
日の二日間にわたり、平

近畿ブロック研修会が、大
阪市淀川区のホテルプラザ
オーパで開催された。近

講演があり、岩田氏は「今
から介護福祉士に求めら
れるもの」と題して特別
講演があり、岩田氏は「今
の高さが要求されるように
なり、自己研鑽を今後も継
続することが重要である」と
話された。

二日目は、大阪市立大学
生活科学部人間福祉学科教
授の白澤政和氏によるケア
マネジメント理論の講義と
行われ、充実した研修会と
なった。

近畿ブロックが熱 氣あふれる研修会

該各員の会員三九〇名が参
加し、熱氣あふれる研修会
となつた。

初日は開会式典に続き、
厚生省老人保健福祉局・介
護支援センターア協議会会長
橋和浩氏の「介護保険制度
について」の行政説明があ
り、引き続き、全国在宅介
護の岩田克夫氏による「これ
からの介護福祉士に求めら
れるもの」と題して特別
講演があり、岩田氏は「今
の高さが要求されるように
なり、自己研鑽を今後も継
続することが重要である」と
話された。

二日目は、大阪市立大学
生活科学部人間福祉学科教
授の白澤政和氏によるケア
マネジメント理論の講義と
行われ、充実した研修会と
なった。

国家試験
合格者の
詳細

これまでの試験結果

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
受験者数	11,973名	9,868名	9,516名	9,987名	11,628名	13,402名	14,982名	18,544名	23,977名	31,567名
合格者数	2,782名	3,664名	4,498名	5,379名	6,402名	7,041名	7,845名	9,450名	12,163名	15,819名
合格率	23.2%	37.1%	47.3%	53.9%	55.1%	52.5%	52.4%	51.0%	50.7%	50.1%

(注) 第7回については、平成7年7月23日(筆記試験)、平成7年8月27日(実技試験)に実施した再試験の結果を含む。

合格者の内訳(3) 年齢別

年齢区分	人数(人)	割合(%)	備考
~20	976 (875)	6.2 (7.2)	() 内は第9回の結果
21~30	4,319 (2,922)	27.3 (24.0)	
31~40	3,482 (2,738)	22.0 (22.5)	
41~50	5,539 (4,422)	35.0 (36.4)	
51~60	1,450 (1,164)	9.2 (9.6)	
61~	53 (42)	0.3 (0.3)	
計	15,819 (12,163)	100.0 (100.0)	

合格者の内訳(1) 性別

区分	男	女	計	備考
人数	2,050	13,769	15,819	() 内は第9回の結果
(人)	(1,296)	(10,867)	(12,163)	

区分	男	女	計	備考
割合	13.0	87.0	100.0	
(%)	(10.7)	(89.3)	(100.0)	

合格者の内訳(4) 都道府県別

北海道	784	東京都	1,084	滋賀県	150	香川県	166
青森県	258	神奈川県	735	京都府	325	愛媛県	272
岩手県	241	新潟県	424	大阪府	734	高知県	198
宮城県	251	富山県	192	兵庫県	469	福岡県	651
秋田県	259	石川県	294	奈良県	146	佐賀県	148
山形県	183	福井県	223	和歌山県	167	長崎県	362
福島県	239	山梨県	92	鳥取県	155	熊本県	471
茨城県	246	長野県	359	島根県	208	大分県	220
栃木県	152	岐阜県	311	岡山県	275	宮崎県	289
群馬県	203	静岡県	495	広島県	470	鹿児島県	432
埼玉県	540	愛知県	529	山口県	315	沖縄県	205
千葉県	473	三重県	279	徳島県	145	計	15,819

(注) 合格者の受験時の住所地による。

*介護福祉士登録者 103,790名(平成10年2月現在)

注) 「その他」は、介護等の便宜を供与する事業を行なう者に使用される介護職員、個人の家庭で就業する家政婦のうち介護業務を行なっている者及び労災特別介護施設の介護職員である。

●平成10年度国家予算案のうち社会保険費関係は一四兆四八〇億円となった。厚生省施設人材課関係では福社人材確保対策として介護福祉士養成のための研修指導者特別研修過程の拡大に五二八万円、「介護福祉士等修学資金貸付事業」に三億五二二九万円などの予算がつけられた。

●厚生省は一月十三日、全国介護保険担当課長会議を開き、介護保険制度の準備作業とその日程などについて説明した。

●厚生省は二月十三日、全連絡事項のうち、介護福祉士関係は次の通りである。介護福祉士養成強化①介護福祉士養成施設の設置②実習指導者養成課程③介護福祉士・社会福祉士の養成強化④介護福祉士会への支援⑤地域での円滑な活動や定員増の予定のある場合、適切に指導すること⑥周知すること⑦社会福祉士会への支援⑧介護福祉士会未設置の府県はすみやかに組織化が行われるよう支援すること⑨介護福祉士会未設置の府県はすみやかに組織化が行われるよう積極的に支援すること(社会・振興局)保健福部会は二月十七日、第四回会合を開き、介

●医療保険福部会は三月二十三日、厚生大臣から諮問があることについて答申した。これにより、介護支

●第二期介護支援専門員指導者研修が二月九日、東京で始まった。九日には第一班として一五三人が参加、三月にかけて六日間の研修を行う。本期も五〇〇人程度の指導者を養成する。

●厚生省は三月四日、社会・援護局主管課長会議で、介護保険制度の導入に伴って創設される生活保護制度上の「介護扶助」の給付事務手続きの全般的流れについて明らかにした。それによると、医療扶助における医療券同様の「介護券」によって現物支給されるところとなる。

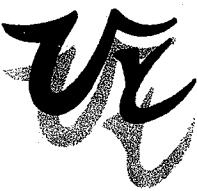
●医療保険福部会は三月九日、会合を開いた。厚生省はその席で、「介護保険事業計画」の基本指針について説明した。

●保健福部会は三月九日、実務研修関係の流れと十年度予算案及び事業執行方針などをについて説明した。介護保険制度施行準備室担当者は、当面の介護支援専門員についての説明があった。

●保健福部会は三月二十三日、厚生大臣から諮問があることについて答申した。これにより、介護支

介護福祉士に関する動き
1月～3月

1月～3月



福社士会が発足、初代会長が田富さんである。田富さんは第一回試験の合格者。この仕事に就いたのは子供三人を育て上げた三十四才の時。受験資格はあったが当初は、「私は中卒。試験なんてとても無理」とまつたのだ。「人間が見て育んでもうだ。

お母さんの影響が大きくなり、今年八十一歳になる田富さんは、今年で三回目。会長職とコースを受講。その関係で引き受けた通信教育の実習コーディネーターも今年で三年目。会長職とお母さんとの影響が大きくなる。田富さんは「私は中卒。試験などは、とても無理」とまつたのだ。

一日中が介護福祉

山形県介護福祉士会会長

田宮二喜子さん



第5回全国研修会

今年で五回目となる全国研修会を右記の要綱で開催する予定である。については、八つの分科会の事例を

募集方法は、各県の支部長に通知

することも、ニュースの研究発表

要旨登録票を拡大コピー(A4サイズ)

する。

事例発表要旨登録票

の上、研究発表要旨登録票に必要事項を記載して五月十日迄に日本介護福祉士会事務局研修担当宛まで送ることとする。(事例の概要については後、二百四百字程度とする)なお、事例発表者の決定については後、本人宛に通知するものとする。

研究発表要旨登録票 (5月10日締切)

平成 年 月 日提出

ふりがな 氏名	会員番号			都道府県	
スライド 所属名	使用・不要	OHP	使用・不要	当日配布資料	有・無
勤務先				所属長名	
職種				FAX	
自宅				種別	
連絡先	1.自宅 2.勤務先 どちらかに○をつけてください。			分科会	
発表テーマ					
発表概要(内容)					

第5回全国研修会 開催要綱(案)

1. 趣旨

21世紀の介護福祉サービスの担保と実践・研究を通して専門的技術の開発、自立支援に向けた積極的介護の展開を図る。

他専門職との情報の共有により、ケアマネジメント技術の向上及び介護福祉サービスの充実を図り、専門職としての介護保険制度の中での役割を認識する。

2. テーマ 「介護福祉士と自立支援」

—21世紀の介護福祉サービスのあり方を考える—

3. 主催 日本介護福祉士会

4. 後援(予定) 厚生省・岡山県・全国社会福祉協議会・岡山県社会福祉協議会

5. 期日 平成10年11月13日(金)～14日(土)

6. 参加定員 800名

7. 受講対象者 日本介護福祉士会会員・関係社会福祉業務従事者・社会福祉協議会・行政機関の職員・介護福祉士養成校学生・福祉関係学生・福祉・保健・医療関係者・その他一般

8. 会場 岡山国際ホテル

Tel 703-8274 岡山市門田本町4-1-16 Tel 086-273-7311

9. 日程 11月13日(金) 第1日目

プログラム 内容

12:00～13:00 受付

13:00～13:40 開会式典 主催者挨拶、来賓挨拶

13:50～15:20 特別講演

(社)日本介護福祉士養成施設協会会長 江草安彦氏

15:30～16:30 基調講演

厚生省(交渉中)

テーマ「諸外国におけるケアマネジメント及び施設、在宅サービスの現状」(予定)

16:30～17:30 記念講演 厚生省(交渉中)

テーマ「介護保険制度の具体的実施内容」(予定)

17:30～18:30 休憩 各部屋へチェックイン

18:30～20:00 懇親会

11月14日(土) 第2日目

9:00～11:30 分科会 第1、2、3、4の分科会による事例発表及び助言

11:30～12:30 昼食

12:30～15:00 分科会 第5、6、7、8の分科会による事例発表及び助言

15:10～16:10 全体会 分科会講評

16:10～16:20 閉会式典 研修実行委員長挨拶

16:20 散会

分科会要旨

(第1分科会)

「生活の再構築をめざす介護」一家事援助の重要性を考える—

基本的生活の自立を支える在宅介護における個別性の尊重と、利用者と共に主体的・自律的な生活ビジョンを築く援助のあり方を問う。

(第2分科会)

「心理的サポートと介護福祉士」一生き甲斐と日常生活の充実を考える—

日常的介護業務への身体的・精神的サポートにより、生活の維持・活性化を促す援助の中で健康の維持・増進、社会参加を考える。

(第3分科会)

「痴呆性老人の健全で安らかな生活を保障する」一生活領域の拡大とサービスのあり方—

高齢社会の中で痴呆性老人の現状を考察し、人生の充実を目指した処遇技術の向上及び、ともに生きる方法を探る。

(第4分科会)

「介護福祉教育を考える」一介護福祉士の生涯教育と教育体系の確立をめざして—

介護福祉士の学習意欲の向上、職務遂行能力を高める訓練を基礎に、研修システム及びプログラムの開発を追及し、研修における体系的学習に適用する。

(第5分科会)

「障害者(児)の主体的生活を支援する」一生活の充実をもたらす取り組み—

障害を持つ方々と豊かな人間関係を築き、適切な介助方法の提供、情報の提供を通して社会参加の機会を拡大する。

(第6分科会)

「バリアフリーと社会生活の拡大」一心と環境の障壁を取り除く介護を考える—

障害者とともに暮らせるあたり前の社会の中で環境的、制度的、心理的なバリアをなくすための活動を検証、考察する。

(第7分科会)

「ターミナルケアへの取り組み」一QOLを支える介護福祉士の役割—

介護の重度化、多様化、長期化が進む中で、利用者の意志を尊重した援助のあり方、関係者の理解と協力の中でターミナルステージを支えるチームケアを探究する。

(第8分科会)

「介護保険制度下における介護福祉専門職の国際比較」一ドイツにおける実態調査からの考察—

社会福祉現場における社会福祉専門職の実践的役割と実態及び、諸外国における福祉ニーズ・サービスの現状について考察する。

日本介護福祉祉士会

日本介護福祉士会

第5回通常総会及び記念講演会を開催

かつての日本社会では高齢者、年長者は敬う意味で「お年寄」「隠居」等と呼んで社会生活の第一線からは退いた存在であった。しかし現在では一人暮らしの高齢者が増加、また都会の住宅には隣居する室へいろか床の間さえない狭さである。アメリカでは高齢者を「老いても市民生活を送る」「死ぬまで社会生活が出来る」という意味をこめてシニア・シチズンと呼んでいる。日本でも「社会生活に参与している・隠居していない」という意味をもつて老年、老人という呼び方から「高齢者」という言葉になった。

人間の老化に決定的な影響を与えるのは身体機能の低下である。またリタイアの時期は年齢に関係なくその人の実力の問題であり個人差が大きい。今後高齢者人口の増加に伴い対応が難しい、虚弱等の高齢者の持つ疾病が重複化し、高齢者医療費は膨大に増加する。先日犬飼美智子さんと「生きる事と死ぬ事」というテーマで対談し、「輝く」という言葉が好きになってしまった。人は誰に出会うかという点で決定的な影響をうけるものである。高齢者対策のなかで医療経済を考えていなかった現状でどれだけ輝く生命があるのか。一九九六年の厚生省発表の日本の平均寿命は女性八三・五九才・男性七七・〇才で

治を考えていないと国際的評価は低い。寿命が延びてもそれが輝いていなければ、意味がない。長生きしても悲しく、その人の人生の中で最悪で惨めな状態が引き延ばされているのです。世界一の長寿国として誇れない。輝く生命とは本人が生きてよかったと感謝して死んでいいじゃないのである。

生命に輝きを与へ、生き
いを与える事である。介
護士としてのアプロー
チは生きがいがあるかどうか
アセスメントして、生き
いを与える事である。
決して自分の生き方を強
いるのではなく、相手が介
護者の生き方に自然に感銘
受けられるように、介護
自尊が生き方に人生感を
ついていなければならぬ
自分の医学を自分で責任を
持つ時代に医師が医学を
民に教えたり、介護福祉
が看護の役割を担当する
は当然である。

〔社会保障の考え方〕
社会保障はその国（地
域）の社会経済の反映
であり、その国に生活す
人々の意識、あるいは思
いようとも実際に実施す
るのは皆様であり、介護の
人公は利用者と介護者で
ある。
また、どんな制度が出
ても実践ができるいなは
ば砂上の楼閣で空虚なもの
でしかなく、制度を生かさ
てこそ意味がある。実践して
 통하여利用者の方々に二
良いサービスが届く事が大
極の目的で実践を通して
度が利用者の為に生かされ
ることに期待は大きいもあ
る。

(要論)の上) ② 学術論(科学は倫理と知識をもつてゐる)、③ 表現ものである)、④ 指置(世の中に説得する)、⑤ 職業(職業の仕事を一般に理解し、その職にはマクロの数表して世の中に説得できる)などのこと。

また、実践の場は人間を支えること)である制度、理論に振り回されじがなく、実践を第一の職場の中でプライドを誇りを持って社会に伝へ知を養つてほしい。それが介護保険制度のとなり、介護福祉士の的認知となる。介護福祉の今後の活躍を期待す

人間もまた、来るべき日で、介護する者たちが、評価されたり、評議されたりする。しかし、その評価の重みを再確認する必要がある／＼ある調査によると、試験を受けない一部の国家資格者への評価はきしいうものがあり、将来性や待遇面を危惧する意見もされる。ゆえに職能団体として資格取得者の意識を上げるためにも、生涯学習の体系化を急がなければならない／＼介護保険制度にあつては、チームケア原則に立つて決められた助計画の中で、それぞれ専門職がどのような役割果たすべきかが問われ、ただけの力量を提供できかが課題となる／＼他の専家からの信頼と高い評価を得なければ、協働は成り得ない。



今年度中に社団法人化を決意

平成二〇〇五年五月一六日午前一〇時より、東京都中央区のマツダ八重洲通ビル九階のマツダホールにて全国各地の代議員一九三名が参加し、日本介護福祉士会第五回通常総会及び記念講演会が開催された。

はじめに記念式典が行われ、日本介護福祉士会会长の田中雅子氏が開会の挨拶を述べた。続いて社会福祉の発展と介護福祉士への期待」を題して講演が行われた。

午後の総会では、かねてから懸案事項であった社法人化を早期に具体化することについて代議員から

介護支援専門員 各地で
各地で、介護支援専門員としての資格要件について、各支部の会員数も度々変動する。この問題は、介護保険制度下における介護支援専門員の養成が急務となつて、その介護支援専門員としての資格要件については、先般部近くが発行されており、そのところである。

実務研修受講試験

日程決まり

事) 一〇月四日(日) 青森
福井県・鳥取県・内
一〇月一一日(日)
県・鳥取県・島根県
島県・高知県・石川
静岡県

新役員も決まった。そこで、本・広島・香川県による第三回の懸念事項である社団法人化へ取り組みを最重点目標とした。まず未設置県への支化促進であるが、すでに田、宮城、三重の三県が支部加入を決議しており、福島、群馬、奈良、熊鹿児島の五県についても方面の協力を得ながらの早に支部加入の方針へつなげたいと願うものである。

介護支援専門員実務研修受講試験

了承され、今年度の最重要課題として取り組むことが確認された。それに伴い、未設置県の支部化を急ぐとともに、今年度は、倍増を目指すなどの取り組みを行い、組織率を大幅に拡大して社団法人化の実現に向けて動き出すことになった。

九月二七日（日）神奈川県・岐阜県・兵庫県 分県

ラシブル

平成九年度事業は、第四回通常総会で承認された事業計画により円滑に運営され、かつ時代の要請に即して幅広い分野での取り組みを行った。

介護保険法が昨年一二月に成立した。この法律が審議される過程において、日本介護福祉士会は各地で開催された衆議院厚生委員会公聴会等で、利用者の立場を代弁する専門職の立場から、利用者本位の自立に向かって介護サービスのあり方や、介護が必要とする人々や要介護高齢者をかかえる家族が住み慣れた地域で暮らし続けるためには何が必要であるかなどについて、積極的に意見を述べてきた。

厚生省において、「高齢者ケアサービス体制整備検討委員会」や「ケアプラン専門委員会」が、要介護・要支援認定基準、ケアプラン及びケアアセスメントマニュアル、介護支援専門員等について実施方法等内容等の検討をすすめている。

本会は「高齢者ケアサービス体制整備検討会」ではオ

フサーとして、「ケア

プラン専門委員会」では委員として参加し、利用者本位の自立支援の介護サービ

スのあり方について、具体的な介護実態を踏まえ積極的意見を述べてきた。こ

のように新介護システムの

「社会福祉の基礎構造改革

について(主な論点)」が示された。これを受けて、

日本介護福祉士会新役員

役職名	氏名	勤務先・所属
会長	田中 雅子	勤務先: 富山県立流杉老人ホーム 所 属: 富山県介護福祉士会 会長
副会長	戸来 陸雄	勤務先: 身体障害者療護施設内瀬療護園 所 属: 青森県介護福祉士会 理事
副会長	岡田 史	勤務先: 新潟市特別養護老人ホーム大山台ホーム 所 属: 新潟県介護福祉士会 会長
副会長	井原 慶子	勤務先: 龍谷大学短期大学部 所 属: 大阪府介護福祉士会 理事
副会長	石橋 真二	勤務先: 救護施設清水園 所 属: 香川県介護福祉士会 会長
副会長	鬼東 幸子	勤務先: みやざき障害者生活支援センター 所 属: 宮崎県介護福祉士会 会長
理事	菊池 誠	勤務先: 特別養護老人ホーム千年苑 所 属: 岩手県介護福祉士会 副会長
理事	大橋 佳子	勤務先: 荒川区役所 所 属: 東京都介護福祉士会 副会長
理事	野上 薫子	勤務先: 高齢者総合福祉施設潤生園 所 属: 神奈川県介護福祉士会 会長
理事	平林 麗子	勤務先: 陽風園お年寄り介護相談センター 所 属: 石川県介護福祉士会 会長
理事	上村 富江	勤務先: 上田市中央在宅介護支援センター 所 属: 長野県介護福祉士会 会長
理事	小栗 栄子	勤務先: 静岡県民共済生活協同組合 所 属: 静岡県介護福祉士会 会長
理事	平松夕紀子	勤務先: 救護施設府立南宿 所 属: 京都府介護福祉士会 会長
理事	杉原 良子	勤務先: 岡山県介護福祉士会 会長
理事	渡辺 武子	勤務先: 山口県介護福祉士会 会長
理事	杉本 麗子	勤務先: 特別養護老人ホーム嶺北荘 所 属: 高知県介護福祉士会 会長
理事	因 利恵	勤務先: 福岡市市民福祉サービス公社 所 属: 福岡県介護福祉士会 会長
理事	佐藤 広子	勤務先: 謙早市社会福祉協議会 所 属: 長崎県介護福祉士会 会長
理事	南 正子	勤務先: 日本介護福祉士会事務局長 所 属: 千葉県介護福祉士会
監事	高柴 広子	勤務先: 特別養護老人ホームシルトピア油木 所 属: 広島県介護福祉士会 会長
監事	野口 渉子	勤務先: 特別養護老人ホームやわら木苑 所 属: 千葉県介護福祉士会 会長

1. 事業実施概要

平成九年度事業は、第四回通常総会で承認された事業計画により円滑に運営され、かつ時代の要請に即して幅広い分野での取り組みを行った。

介護保険法が昨年一二月に成立した。この法律が審議される過程において、日本介護福祉士会は各地で開催された衆議院厚生委員会公聴会等で、利用者の立場

を代弁する専門職の立場から、利用者本位の自立に向かって介護サービスのあり方

や、介護が必要とする人々や要介護高齢者をかかえる家族が住み慣れた地域で暮らし続けるためには何が必要であるかなどについて、積極的に意見を述べてきた。

厚生省において、「高齢者ケアサービス体制整備検討委員会」や「ケアプラン専門委員会」が、要介護・要支援認定基準、ケアプラン及びケアアセスメントマニュアル、介護支援専門員等について実施方法等内容等の検討をすすめている。

本会は「高齢者ケアサービス体制整備検討会」ではオ

フサーとして、「ケア

プラン専門委員会」では委員として参加し、利用者本位の自立支援の介護サービ

スのあり方について、具体的な意見を述べてきた。

厚生省社会・援護局長との意見交換が平成一〇年一月二三日行われ、日本介護福

祉士会は、これからの社会福

祉の基礎構造改革を進め

るにあたっての留意事項や要望等を述べた。

こうした一連の改革では、「利用」「選択」というキーワードが示すように「措置」から「契約」へと介護サービスは質的にも大きくなっている。利用者の生活

最も身近にいる専門職として介護福祉士への期待は大き

い。今、この介護保険制度導入が国民だれもがよ

く度導入が国民だれもがよ

う立場になることを意味

している。利用者の生活

を営むのに困難と考

える問題を利用者の視点から捉

えて、解決を目指すために効

果的であるといふ評価を得

た。

このアセスメントは「生

活七領域から考

える自立支援アセスメント

（在宅版）を発表した。こ

のアセスメントは介護保

福祉の規制緩和についての

「介護福祉士の受験資格

要件の規制緩和について

の「自立支援アセスメン

ト・ケアプラン」は医療系

の「自立支援アセスメン

ト・ケアプラン」をさらに

効率的・効果的に

平成9年度事業報告

研修会」で活用し、その普及を図った。

また現在、「在宅援助における介護指針策定研究委員会」において先に発表した「自立支援アセスメント・ケアプラン」をさらに有効に活用していくため、支援計画を立案していく際に手書きとなる在宅介護における援助指針を作成する。

この調査研究事業の結果については、各都道府県支部を通して会員への周知を図りたい。

まだ、本会の「ケアマネジメント研究会」では、利用者本位の介護サービスのあり方について、平成七年三月に「生活援助を基礎とした自立支援アセスメント（在宅版）」を発表した。このマニュアルは、全国規

模では「ケアマネジメントの規制緩和についての

研修会」で認知された。

このことは、法的にも自ら実践した介護に責任を負う立場になることを意味している。利用者の生活

向上に欠くべきものと

なるよう、医療・福祉領域におけるそれぞれの職域で、地域でその専門性を発揮していくなければならない

ことである。

また、介護福祉士が明記されてい

る。このことは、法的にも自

然と認められるべきである。

また、介護保険法には介

護専門職の国家資格である

が得られるところは、広く関係者の理解と支援の賜物とする。このことに感謝するに至つての留意事項や要望等を述べた。

こうした一連の改革で

は、「利用」「選択」というキーワードが示すように「措置」から「契約」へと介護サービスは質的にも大きくなっている。利用者の生活

最も身近にいる専門職として介護に責任を負う立場になることを意味している。利用者の生活

向上に欠くべきものと

なるよう、医療・福祉領域におけるそれぞれの職域で、地域でその専門性を発揮していくなければならない

ことである。

また、介護保険法には介

護専門職の国家資格である

が得られるところは、広く関係者の理解と支援の賜物とする。このことに感謝するに至つての留意事項や要望等を述べた。

こうした一連の改革で

は、「利用」「選択」というキーワードが示すように「措置」から「契約」へと介護サービスは質的にも大きくなっている。利用者の生活

最も身近にいる専門職として介護に責任を負う立場になることを意味している。利用者の生活

向上に欠くべきものと

なるよう、医療・福祉領域におけるそれぞれの職域で、地域でその専門性を発揮していくなければならない

ことである。

また、介護保険法には介

護専門職の国家資格である

が得られるところは、広く関係者の理解と支援の賜物とする。このことに感謝するに至つての留意事項や要望等を述べた。

こうした一連の改革で

は、「利用」「選択」というキーワードが示すように「措置」から「契約」へと介護サービスは質的にも大きくなっている。利用者の生活

最も身近にいる専門職として介護に責任を負う立場になることを意味している。利用者の生活

向上に欠くべきものと

なるよう、医療・福祉領域におけるそれぞれの職域で、地域でその専門性を発揮していくなければならない

ことである。

また、介護保険法には介

護専門職の国家資格である

が得られるところは、広く関係者の理解と支援の賜物とする。このことに感謝するに至つての留意事項や要望等を述べた。

こうした一連の改革で

は、「利用」「選択」というキーワードが示すように「措置」から「契約」へと介護サービスは質的にも大きくなっている。利用者の生活

最も身近にいる専門職として介護に責任を負う立場になることを意味している。利用者の生活

向上に欠くべきものと

なるよう、医療・福祉領域におけるそれぞれの職域で、地域でその専門性を発揮していくなければならない

ことである。

また、介護保険法には介

護専門職の国家資格である

が得られるところは、広く関係者の理解と支援の賜物とする。このことに感謝するに至つての留意事項や要望等を述べた。

こうした一連の改革で

は、「利用」「選択」というキーワードが示すように「措置」から「契約」へと介護サービスは質的にも大きくなっている。利用者の生活

最も身近にいる専門職として介護に責任を負う立場になることを意味している。利用者の生活

向上に欠くべきものと

なるよう、医療・福祉領域におけるそれぞれの職域で、地域でその専門性を発揮していくなければならない

ことである。

また、介護保険法には介

護専門職の国家資格である

が得られるところは、広く関係者の理解と支援の賜物とする。このことに感謝するに至つての留意事項や要望等を述べた。

こうした一連の改革で

は、「利用」「選択」というキーワードが示すように「措置」から「契約」へと介護サービスは質的にも大きくなっている。利用者の生活

日本介護福祉士会10年度事業計画決まる

2. 具体的事業

1. 研修部

- 1) 全国研修会(1泊2日)
 - ・実施時期 平成10年11月13日(金)・14日(土) 岡山県
 - ・研修内容 講演、実践研究発表等
- 2) ブロック研修会

①実施時期 北海道・東北ブロック	8月28日(金) 29日(土)	青森県
関東・甲信越ブロック	8月22日(土)	東京都
東海・北陸ブロック	7月11・12日(土・日)	愛知県
近畿ブロック	平成11年2月12・13日(金・土)	和歌山県
九州ブロック	平成11年1月末日(予定)	沖縄県
- ②研修内容 講演、シンポジウム、実践研究発表等
- ③介護支援専門養成研修
- ④現任研修講師養成講座
- ⑤リーダー研修
- ⑥ケアプラン・ケアマネジメント研修
- ⑦介護福祉士国家試験受験対策(全国統一模擬試験の実施等)
- ⑧出版活動(事例研究テキスト等)
- ⑨県別研修会(各県介護福祉士会の計画によるものとする)

2. 調査研究部

- ①介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査
- ②資質向上など社会的要請に対応するための特別調査
- ③自立を支える福祉機器の点検、調査

3. 広報部

- ①「日本介護福祉士会ニュース」の発行
- ②地域社会及び学生へのPR対策
- ③全国一斉介護相談事業 実施時期9月6日~13日
- ④地域におけるボランティア活動の啓発及び情報の提供
- ⑤インターネット・ホームページの開設

4. 組織部

- ①未設置県への介護福祉士会支部設置対策
- ②各県支部の会員拡大と組織の育成・強化事業の推進
- ③介護福祉士養成施設卒業生に対する入会促進対策
- ④支部活動の活性化及び連携と交流
- ⑤支部への啓蒙及び情報の提供
- ⑥創立5周年事業の取り組み

5. 事業部

- ①郵政省受託介護相談及び講師派遣
- ②各種団体主催の講座等へ講師派遣
- ③日本放送協会学園高等学校学生の実技講習会受入れ

6. 専門研究部

- 6-1 ケアマネジメント研究会
 - ①ケアシステムとケアサービスの分析
 - ②ケアプランの策定及び普及
 - ③ケアサービスの標準化
 - ④介護福祉士に関する海外を含めた学術文献の検討
- 6-2 介護指針策定研究会
 - ①望ましい援助方法の類型化
- 6-3 介護福祉教育のあり方検討会
 - ①養成施設における教育内容のあり方検討
 - ②介護福祉士の卒業教育及び生涯学習の体系化
 - ③新介護システムに対応した介護福祉士教育カリキュラムの検討

1. 基本方針

わが国においては、行政改革をはじめとする改革が進められ、新しい社会秩序の構築に向けてさまざまな基盤整備がなされている。介護保険制度の導入に伴い、さまざまな規制緩和が進められている。一連の改革の中で、キーワードは「措置から契約」であり、介護サービスは質的にも大きく変化することが求められている。

これらの介護ニーズは単に量的に増大するのみならず、利用者の意識の変化に伴い、質的にも高度化

多様化していく。利用者の方向は望ましいと考える方向は望ましいと考える。しかし今後、多様な民間企業の参加が促進されれば、サービスの質を担保し、質の評価を高めるためにも、介護福祉士制度は重要な役割を果たす。

私たち介護福祉士は利用者の最も身近にいて、介護サービスの第一線で活躍する専門職として、誰もが長生きしてよかったです感覚で生きる社会の実現を利用者と一緒に目指すことが重要である。

このからの介護ニーズは単に量的に増大するのみならず、利用者の意識の変化に伴い、質的にも高度化

ともを目指している。そのため、私たちが従事する医療・福祉分野のそれ

に一致団結して組織強化の取り組みに参加していた

今年度の最重要課題は組織の育成強化と社団法人化である。社団法人の実現は日本介護福祉士会が専門職団体として成立するための基本的要件である。具体的には、各支部が目標数值を明確にし、組織率の拡大を目指すことが重要である。

私たち介護福祉士は利用者の最も身近にいて、介護サービスの第一線で活躍する専門職として、誰もが長生きしてよかったです感覚で生きる社会の実現を利用者と一緒に目指すことが重要である。

このからの介護ニーズは単に量的に増大するのみならず、利用者の意識の変化に伴い、質的にも高度化

多様化していく。私たち介護福祉士は、多様化する介護福祉士として、アセスメント・ケア・プランの作成は必須の業務である。時代の要請の中、現場の介護実践から生まれるじうじうとすればならない。

私たち介護福祉士は利用者の最も身近にいて、介護サービスの第一線で活躍する専門

社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ要点)

平成10年6月17日 中央社会福祉審議会 社会福祉構造改革分科会

III 改革の具体的内容

社会福祉事業法及び関係法令の改正を含め、次のような制度の抜本的な改革のための措置を早急に講じる必要がある。

1. 社会福祉事業の推進

社会福祉事業

- 権利擁護のための相談援助事業、障害者の情報伝達を支援するための事業などを新たに追加するとともに、公益質屋など存在意識の薄れたものは廃止
- 身近できめ細かなサービス提供のため事業の規模要件を緩和
- 多様なサービス提供を確保するため、事業の性格等に応じ経営主体の範囲を見直し

社会福祉法人

- 社会福祉法人は、低所得者、援護困難者に配慮した事業実施など、引き続きサービス提供において中心的な役割
- 民間企業等の他の事業主体との適正な競争条件の整備
- 厳格な会計区分の撤廃、理事長等の経営責任体制の確立、法人の経営規模の拡大などによる経営基盤の確立
- 外部調査の導入や情報開示による適正な事業運営の確保
- 既存法人の資産の活用の方策の検討

サービスの利用

- 行政処分である措置制度から、個人が自ら選択し、それを提供者との契約により利用する制度への転換を基本
- サービスの内容に応じ利用者に着目した公的助成
- 利用者にとって利便性の高い利用手続及び支払方法の導入
- 契約による利用が困難な理由がある者は特性に応じた制度

権利擁護

- 成年後見制度とあわせ、社会福祉分野において、各種サービスの適正な利用を援助するなどの権利擁護の制度を導入・強化

施設設備

- サービスの対価を施設設備に係る借入金の償還に充てることができる仕組みを導入
- 選択に基づくサービス利用ができるよう供給体制の計画的な整備
- 地方分権の観点から、老人保健福祉計画等との整合性を確保した上で、公立施設の単独整備も可能となるように公費補助制度の見直し
- 施設の複合化の推進などに対応し、公費補助制度の弾力的、効果的な運用

2. 質と効率性の確保

サービスの質

- サービスの提供過程、評価などの基準を設け、専門的な第三者機関によるサービスの評価の導入
- 福祉サービス全般に介護支援サービス(ケアマネジメント)のようなサービス提供手法の確立
- サービスに関する情報の開示、利用者等の意見反映の仕組みや第三者機関による苦情処理
- 外部監査、情報開示などを踏まえ、行政による監査の重点化、効率化

効率性

- 経営管理指標の設定、外部委託制限の緩和等の実施による経営の効率性の向上
- 福祉事業経営のための人材育成や専門的な経営診断・指導の活用

人材養成・確保

- 社会福祉施設等職員にふさわしい給与体系を導入し、その能力に応じた待遇
- 幅広い分野からの優秀な人材の参入を促進
- 専門職の教育課程の見直しなど質の向上

3. 地域福祉の確立

地域福祉計画

- 地域での総合的なサービスを受けられる体制を整備するため、対象者ごとの計画を統合した地域福祉計画の導入

福祉事務所等行政実施体制

- 地域の実情に応じ、福祉事務所の機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう行政実施体制の確立
- いわゆる三科目主事について、その資質を確保する観点から見直し

社会福祉協議会

- 市区町村社協は、地域の住民組織、ボランティア組織の連帯強化や日常的な生活援助を中心的な活動とし、地域の公益的な組織として位置付け
- 都道府県社協は、社会福祉事業経営者の協議会として連絡調整等を推進

民生委員・児童委員

- 住民が安心して暮らせるような支援を行う者として位置付け
- 児童委員としての機能の強化、主任児童委員の積極活用

共同募金

- 事業の透明性の向上、社会福祉事業者への過半数配分規制の撤廃、広域配分が可能となる仕組みの導入

I 改革の必要性

「福祉を取り巻く状況」

- 少子・高齢化、家庭機能の変化、低成長経済への移行

- 社会福祉に対する国民の意識の変化

- 国民全体の生活の安定を支える社会福祉制度への期待

「社会福祉制度」

- 現行の基本的枠組みは、終戦直後の生活困窮者対策を前提としたものであり、今日まで50年間維持

- 現状のままでは増大・多様化する福祉需要に十分に対応していくことは困難

- この間、児童福祉法の改正、介護保険法の制定を実施

社会福祉の基礎構造を抜本的に改革

II 改革の理念

改革の基本的方向

- ① サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ② 個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- ③ 幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- ④ 信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- ⑤ 情報公開等によるによる事業運営の透明性の確保
- ⑥ 増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦ 住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

社会福祉の理念

- 国民が自らの生活を自らの責任で営むことが基本
- 自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合に社会連帯の考え方方に立った支援
- 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支える

第11回介護福祉士国家試験

筆記は来年1月24日

・第一回介護福祉士国家試験の日程などが七月一五日。それによると、筆記試験は平成二年一月三日、実技試験は平成二年三月七日で合格発表は平成二年三月三一日となってい

る。
1 試験期日
(1) 筆記試験 平成二年一月二四日(日曜日)
(2) 実技試験 平成二年三月三一日(日曜日)

2 試験地
全国二二か所
北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

3 試験科目

(1) 筆記試験 四科目

社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビ

リテーション論、社会福祉援助技術、レクリエーション

能(注)筆記試験に合格し

た者についても、申請により、筆記試験が免除される。

(2) 実技試験 介護等に関する専門的技

能(注)筆記試験に合格し

た者についても、申請により、筆記試験が免除される。

3 試験科目

(1) 筆記試験 四科目

社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビ

リテーション論、社会福祉援助技術、レクリエーション

能(注)筆記試験に合格し

た者についても、申請により、筆記試験が免除される。

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について

(昭和六三年一月一二日社務の範囲について)(昭和六

年二月一二日社務第三〇号に規定する者であつて、

介護等の業務に三年以上従事した者(見込みの者を含む。)

6 受験手数料

(1) 受験書類受付期間 平成一〇年八月五日(水曜日)～九月四日(金曜日)

(2) 受験書類の提出先 財団法人 社会福祉振興・試験センター

平成一〇年八月五日(水曜日)～九月四日(金曜日)

7 合格者の発表

平成二年三月三一日(水曜日)午後に厚生省及び財團法人社会福祉振興・試験センターニーにその氏名を掲示する。

8 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

9 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

10 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

11 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

12 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

13 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

14 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

15 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

16 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

17 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

18 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

19 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

20 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

21 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

22 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

23 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

24 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

25 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

26 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

27 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

28 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

29 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

30 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

31 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。

32 受験申込書の請求その他の試験に関する問い合わせ先

イ 学校教育法による高等

学校の専攻課において施行

するとともに、平成二年

四月一日(水曜日)に官報に公告する。



日本介護福祉士会

厚生省は九月二十五日、各作業班は年
福社専門職の「教育課程等
に関する検討会」の会合を開き、
今年の六月に中央社会
会議会・社会福祉基盤改
革構造改革分科会がとりま
とめた「社会福祉基盤改
革の中間まとめ」を踏ま
えて、福社専門職の教育課程
、福社専門職の卒後継続
教育課程・教員研修等、社
会福祉の基礎資格たる社会
福祉主事の養成について検
討するのことを決めた。

検討会では、社会福祉士、
介護福祉士、社会福祉主事
のそれぞれの資格について
作業班を設けて議論を深め
た。その結果、各作業班は年
末から年明けに中間まとめ
を整理し、年度内に検討会
としての意見をとりまとめる
予定。

介護福祉士の教育課程等
に関する検討事項は(1)養
成等をめぐる現状および課
題、(2)期待される介護福
祉士像、(3)教育課程の改
定案、(4)研修等の現状お
よび課題(卒後の継続研
修・教員研修・実習指導者
研修等卒業時の共通試験、
ホームページ等関連職種
との養成制度の整合性等)
である。

日本福祉会は、社会福祉士養成施設及び
護福社士の質の一層の向上
を図るために、介護福祉士
の資質の確保と高いレ
ベルの教育を目指していく
ことを決定した。

生涯研修など議論

第1回介護福祉士教育検討委

この検討会では、社会福祉士、
介護福祉士、社会福祉主事
のそれぞれの資格について
作業班を設けて議論を深め
た。その結果、各作業班は年
末から年明けに中間まとめ
を整理し、年度内に検討会
としての意見をとりまとめる
予定。

介護福祉士の教育課程等
に関する検討事項は(1)養
成等をめぐる現状および課
題、(2)期待される介護福
祉士像、(3)教育課程の改
定案、(4)研修等の現状お
よび課題(卒後の継続研
修・教員研修・実習指導者
研修等卒業時の共通試験、
ホームページ等関連職種
との養成制度の整合性等)
である。

日本福祉会は、社会福祉士養成施設及び
護福社士の質の一層の向上
を図るために、介護福祉士
の資質の確保と高いレ
ベルの教育を目指していく
ことを決定した。

この検討会では、社会福祉士、
介護福祉士、社会福祉主事
のそれぞれの資格について
作業班を設けて議論を深め
た。その結果、各作業班は年
末から年明けに中間まとめ
を整理し、年度内に検討会
としての意見をとりまとめる
予定。

介護福祉士の教育課程等
に関する検討事項は(1)養
成等をめぐる現状および課
題、(2)期待される介護福
祉士像、(3)教育課程の改
定案、(4)研修等の現状お
よび課題(卒後の継続研
修・教員研修・実習指導者
研修等卒業時の共通試験、
ホームページ等関連職種
との養成制度の整合性等)
である。

日本福祉会は、社会福祉士養成施設及び
護福社士の質の一層の向上
を図るために、介護福祉士
の資質の確保と高いレ
ベルの教育を目指していく
ことを決定した。

福祉専門職の教育課程等に 関する検討会を開催——厚生省

介護支援専門員実務研修の 具体的な内容(案)が示される

実務研修の内容について
は、平成10年4月10日
の厚生省令第五三号で示さ
れているが、その具体的な
内容について九月二十八日
に開かれた医療保険福社
議会・老人保健福祉部会
(第一回)で以下の通り
に示された。(研修を前期、
後期に分けた場合の
例であり、研修実態の形態
については、各都道府県の
実情を踏まえた判断に委ね
ることとしている)

なお、今回の研修受講者
に対しては継続研修が行わ
ることとしている。そ

れの予定である。

現在、全国社会福祉協議
会が平成6年度より社会福
祉・医療事業団(長寿社会
福祉基金)の助成を得て、
各都道府県単位に受託団体
を定め、実施されている介
護福祉士現任研修が、平成
11年度より日本介護福祉
士会に移管される予定とな
っており、今年度の実施に
あたっては当該介護福祉士
会との連携を密にして実施
することとしている。そ

いふところである。

日本福祉会

介護報酬の主な論点と基本的考え方(案)

星野進保氏)は、四日以来介護報酬の主な論点について審議を重ねてきましたが、今般、その審議の経過を踏まえ、幅広い関係者の準備や検討に資するよう、「介護報酬の主な論点と基本的考え方(案)」一中間とりまとめーについて、九月二十八日の第七回の会合で以下のように示された。

今回提出された中間とりまとめは、介護報酬の主な論点について基本的な考え方を事務局が整理したものであり、同部会は来年度の早い時期に介護報酬の骨格を示す予定である。

以下に、その抜粋を掲載する。(平成一〇年八月二十八日医療保健福祉審議会介護給付費部会資料より)

A 施設・在宅サービス共通の論点

○現在、施設サービスについては、借置費の事務費及び診療報酬に導入されていいる。入院環境料の地域区分は、国家公務員の調整手当の級地区分によっている。一方、在宅サービスについては、福祉サービスも、医療サービスも、地域差が設けられていない。

○介護保険が導入されると、市町村域を越えるサービス利用も一般的になることと、あまにに多数の地域に細分化して単価を設定する、利用者からみてもわからにくく、また、審査支払の事務も煩雑になること等からすれば、全国横断的な地域区分が適切と考えられ

生活費の支給で使用している区分を使用しては、うかといふ考え方もあるので、この点について検討を加える必要がある。

○なお、国家公務員の整手当の級地区分については、国が行政機関がい場合等には、区分に含まれていないことから必要な補正を加える必要がある。

○また、特に離島等で、特に移動に時間が要し、事業運営が非効率にならざるをえない地域における在宅訪問系サービスについては、現在訪問看護の特別地域訪問看護ステーションのような加算を検討する必要がある。

こうした地域の範囲については、今後、現在訪問看護ステーション特別地域訪問看護加算範囲や費用の実態等をまとめて、検討するべきである。

2 要介護度の改善の因の付け方

○介護保険では、施設

方による算の1域率をあ
要不含ない調
檢るどて

が、そもそも医療・福祉等のための適切な情報の提供を行なうことが重要と考えられる。また、特に在宅では、どのサービスが要介護度の改善に貢献したのか判定が難しかった場合には、貢献した事業者は必ずしも報われないことが多いこと、改善後に介護サービスの種類や事業者を変更した場合には、貢献した事業者は必ずしも報われないなど、この等の問題があるので、十分慎重に検討すべきと考えられる。

○施設を国際化する

提供が認められていこと等から、同じ事業部門で、一方が定める額で、他方が定める額で、その額より低い額でサ

○人定規範による介助のサービスの提供について
○現行に定めている

護報酬の論点

員配置については、指導額の範囲で通常の準上の人員配置だけで、サービスの質の向上を視点から、介護サービス計画に基づき適切なサービスの提供等に配慮しつつ一定の範囲でより手員配置について評価すべきである。

定員別別の報酬設定

在宅特別養護老人ホームについても、措置費上別に単価が設定されてが、サービスの対価と観点からは、定員規模により、報酬に差を設ける適当でない。

ただし、離島等で、小規施設によるものとのえな合には、別途の配慮が考えられる。

入院・入所期間に応じ
酬設定の考え方

ある。○なもかかめのまらうにつひるる。4 ン介レビミ度と延を勘されで括的につひるる。○たゞヨンに態の運保険状況とがよ。

必要に検討を加える必要がある。
入所時には手間がかかることや在宅復帰のための支援を促進する観点から所時や退所時の加算にて検討すべきである。

必要な医療の評価

護保険法では、施設サ
イの介護報酬は要介護
者別に平均的な費用
率として設定することと
なり、できるだけ包
括して評価し、出来高部分
は設けないことと原
則すべきである。

もし、リハビリテーシ
ョンについては、要介護状
態の防止という介護
の理念を踏まえ、実施
した評価を行うこ
とで考慮される。

療養看護医療施設

療養病床群等の介護療
養施設について、透
析の複雑な処置、手術が
な場合や急性増悪時に
は、急性期医療を行
院（棟）等に移って、
保険からの給付を受ける

【介護】は、現状の経済状況を踏まえ、
○老人は、現状の経済状況を踏まえ、
費とそれを支えるための設備にかかる費用を
限り、手配する。
●特品の受け渡しのための手配をする。

老人保健施設】
人保健施設について
現在の緊急時施設療養
同様、緊急その他やむ
ない場合に老人保健施
設において一定の複雑な処
置等を行った場合には
個別の給付を認める
と考えられる。

等についての施設を整備するための助成金を交付する。この助成金は、(1)施設の建設費、(2)運営費、(3)運営に必要な機器の購入費等に充てられる。

設整備費との関係
的施設整備費補助
の施設については、
費用が異なることか
れ設定上、制度的補
助ない施設との整合性
べきである。

介護士と組合せた活動の三つは、介護士による巡回訪問と、巡回訪問を受ける方の意見を聞き、巡回訪問の問題を解決する方針を設けたものです。

関する行為を細分化し上げを行い、評価法、②時間単位で報酬を定し、その時間によってできるサービスの組合せを示す方法、③入浴、食事の主要な介護サービスの大枠でサービスの範囲を設定し評価する方法がある。

○利用
ヒスル等の成約に付する成約書類等は、支拂いの額を記載する。この額は、支拂いの額を記載する。この額は、支拂いの額を記載する。

の発生しない場合の費用を勘案した月々報酬に加え、計画作成費を加算する方法等が考えら
れる。このことは、サ
ークルの運営についての苦情、
ス担当者や事業者の相
互に關し継続的な相
助言が受けられるこ
とで定期的に審査を実施
する必要があること
・簡明な報酬が望
ること等を考慮すれ
て創設後、当分の間
毎に定額の報酬を支
法が適当と考えられ
る。要介護度等に応じ
て、要介護度に応じ
て評価をするか、さら
ばする必要がある。

検討を加える必要がある
3 國が定める額より
い価格の設定
○介護保険法に基づいて
付は、被保険者がサ、
ス提供者に支払った
を事後的に補填する
現金給付の構成を、
ているので、利用者が
が定める額以下の額
支払わなかつた場合に
その額を支払うこと
れている。
○訪問看護等の医療
サービスについては、
療保険と介護保険で
様のサービスが提供
るものがあるが、医

「サービス提供する側の立場になれば、一方の費用を他方に嫁す心地になる。このうえに価格差を設けるのは不合理な場合にあっては、運賃に基づいて指導するにすべきである。

○入院・入所期間
評価については、
各々の施設によって
が異なっており、
は、各々の介護保
持機能に応じて
方を考える必要が
に伴つて費用が遅
とが考えられるの
として全ての介護
に通減制を設ける
う意ももあるが、
では、要介護度に
酬を設定すること
いるので、入所期
通減制を設ける必
いという考え方も

に心じた治療を行つた場合にあつては、現在も、も本質は急性期医療である。転棲した場合における均衡を著えれば、医療費からの給付すべきである。この意見が多いが、今後、うした場合の医療の実態を踏まえ、医療保険との付の関係について更に検討する必要がある。

○急性増悪時等の治療について、医療保険の医療についても、包括的な評価を原則としつつ、要な医療が妨げられるのではないかよう、介護保険で、リハビリテーション精神科専門療法など、周囲評価を行う必要がある。

の提供体制が強化され、実施状況に応じた評価を認めることなどが当たる考え方である。

5 現在の各種加算の取り扱い

○要介護度と地域別の平野的な費用を勘案して包括的評価するという介護報酬設定の基本的考え方を踏まえれば、各種加算は、できる限り整理し、包括的な価に統合する。このため簡素化をはかるべきである。

○現在の特別養護老人ホーム等における民間施設給付費、痴呆性老人等の改善費、行個別の中の必修の給付等の検討結果とあわせて、保険の運営がなされる。

○日常的に提供される
らの訪問系サービスの
に不可欠な交通費につ
は、報酬設定上、費用
て評価することができる。
○しかし、通常のサー
提供地域や送迎地域に
て、いよいよ地域の利用者
自の希望により遠方
業者のサービスを利用
場合には、利用者に送
詰問の費用負担を求める
よりもよしと考へる。

レース提供以外の業務についても、十分配慮する必要がある。

○なお、訪問介護の報酬の水準について、その専門性を確保するため身体介護を中心とした供給量が確保できるよう、適切に評価する必要がある。

12 居宅介護支援（居宅介護サービス計画費）に係る主な論点

○居宅介護サービス計画費の評価方法については、①介護サービス計画作成等にかかる平均的費用を勘案し、月毎に定額の報酬を支

第5回全国研修会

さらなる資質の向上と明日への意欲を



「保健福祉専門職の資質」(要旨)

特別講演

社日本介護福祉士養成施設協会会長 江草 安彦氏

介護職は、人が人とのサービスするという共通の資質を持つ保健福祉専門職の一

群である。

保健福祉の知識、技術は

日々進歩しており、専門職

として、それについていく

責務を負っている。一般国

民では出来ないことが、専門

職だからこそ出来る知識、

技術を日々磨いていく必要

がある。

保健福祉専門職の資質と

して、次の三点をあげる。

①正確な知識と技術を持

つてほしい。

②求められるサービスの

内容を見ることが出来る。

③人格・行動が一定のレベ

ルに達している。(文化・

教養・人生観・価値観)

例えば病気になつたと

き、診てもらいたい医者と

は、大学卒業後一〇年から

一五年の経験を持ったある

程度の豊富で新しい技術や

知識を持ちながらも、上司

にアドバイスを求めるこ

とが出来る。

④正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑤正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑥正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑦正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑧正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑨正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑩正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑪正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑫正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑬正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑭正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑮正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑯正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑰正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑲正確な知識と技術を持

つてほしい。

⑳正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉑正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉒正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉓正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉔正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉕正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉖正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉗正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉘正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉙正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉚正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉛正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉜正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉝正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉞正確な知識と技術を持

つてほしい。

㉟正確な知識と技術を持

日本介護福祉士会九州ブロック研修会

- テーマ 「介護福祉士と自立支援」
《介護保険制度導入の中で私たちへ期待される役割》
- 日時 平成11年1月15日(金)~16日(土)
- 場所 沖縄都ホテル
沖縄県那覇市松川40 電話098-887-1111
- 定員 300名
- 参加費(資料代含む) 介護福祉士会会員 2,000円
一般(非会員) 4,000円
学生 1,000円

*沖縄都ホテル宿泊費(1泊朝食付き) 8,000~15,000円
交流会費 6,000円(料亭那覇)

(注) 参加費、宿泊費、交流会費の納入後の代金は一切返金できません。

6. プログラム

- 1月15日(金) 第1日目
 12:00~13:00 受付
 13:00~13:30 開会挨拶、オリエンテーション
 13:30~14:30 基調講演
 沖縄県(交渉中)
 14:30~14:40 休憩
 14:40~16:40 特別講演
 日本医科大学教授 竹内孝仁氏

17:30~19:30 交流会

- 1月16日(土) 第2日目
 9:00~11:30 パネルディスカッション
 「介護福祉士と自立支援」《介護保険制度導入の中で私たちへ期待される役割》
 コーディネーター
 山城紀子氏(沖縄タイムス論説委員)
 パネリスト
 日本介護福祉士会会員
 山城永盛氏(ありあけの里理事長)
 堀川恭都氏(理学療法士)
 島袋妙子氏(大庭学園)
 田中雅子(日本介護福祉士会会长)
 11:30~11:50 閉会式
 7. 連絡先 沖縄県介護福祉士会
 沖縄県那覇市旭町35番地(沖縄県社会福祉センター1階)
 電話・FAX 098-862-0839

日本介護福祉士会近畿ブロック研修会

- テーマ 「介護福祉と介護の質」
 - 日時 平成11年2月12日(金)~13日(土)
 - 会場 コガノイベイホテル(白浜温泉)
和歌山県西牟婁郡白浜町3212-1 電話0739-43-6000
 - 定員 300名
 - 参加費 3,000円
 - プログラム
- 2月12日(金) 第1日目
 12:30~13:30 受付
 13:30~13:50 来賓挨拶、主催者挨拶
 13:50~15:20 行政説明「介護福祉士教育と職能団体の役割」(仮題)
 厚生省介護技術専門官 佐藤美穂子氏
 15:20~15:40 休憩
 15:40~17:30 特別講演「利用者の権利擁護と介護福祉士」
 桃山学院大学社会学部教授 北野 誠一氏
 18:30~20:30 親睦会(コンベンションホール)
- 2月13日(土) 第2日目
 9:00~12:00 研修1「介護福祉士のための介護基礎学 1」
 講師 日本医科大学教授 竹内孝仁氏
 12:00~13:00 昼食
 13:00~15:00 研修2「介護福祉士のための介護基礎学 2」
 講師 日本医科大学教授 竹内孝仁氏
 15:00~15:10 閉会式典
 7. 申し込み・問い合わせ 日本旅客鉄道株式会社和歌山営業支店
 (森下・道本)
 電話0734-24-9330 FAX 0734-36-4031

第一回介護支援専門員実務研修受講試験は、9月21日(日)、同27日(日)、同10月4日(日)、同11日(日)のいずれかの日に行なわれる。各都道府県において実施され、一般、全国の実施状況をとりまとめた。なお、試験後の実務研修についても、11月下旬より、各都道府県において実施予定である。

来年は7月25日実施

1. 試験の実施都道府県数及び受験者数

試験実施日	9月20日	9月27日	10月4日	10月11日	計
試験の実施都道府県数	19都道府県	9都道県	11府県	15県	—
受験者数	84,190人	48,035人	31,742人	43,113人	207,080人

(注) 複数回実施の都道府県があるため、合計数は都道府県とは符合しない。

2. 合格者数等

受験者数(A)	合格者数(B)	合格率(B/A%)
207,080人	91,269人	44.1%

3. 職種別合格者数

職種	人數	構成比率
医師	8,889人	9.7%
歯科医師	1,582人	1.7%
薬剤師	8,437人	9.2%
保健婦(士)	9,452人	10.3%
助産婦	306人	0.3%
看護婦(士)、准看護婦(士)	30,701人	33.5%
理学療法士	2,963人	3.2%
作業療法士	1,471人	1.6%
社会福祉士	2,619人	2.9%
介護福祉士	10,288人	11.2%
視能訓練士	10人	0.1%
義肢装具士	29人	0.1%
歯科衛生士	1,352人	1.5%
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	1,416人	1.5%
柔道整復師	861人	0.9%
栄養士(管理栄養士を含む)	1,551人	1.7%
相談援助業務従事者・介護等業務従事者	9,763人	10.6%
合計	91,690人	100.0%

(注) 1. 「合計」欄は、複数の法廷資格の取得者を含むため、「2」の合格者数とは一致しない。
2. 一部の都道府県では、「看護婦(士)、准看護婦(士)」「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」「柔道整復師」「相談援助業務従事者・介護等業務従事者」について区分を行っていないため、これらについては一括計上した。

1. 主催 日本介護福祉士会
 2. 日時 平成11年1月26日(火)
 3. 会場 全社協・灘尾ホール(千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル)
 4. プログラム

- 11:00~12:00 介護福祉士教育のあり方検討委員会報告
 日本介護福祉士会副会長 石橋真二
 12:50~14:20 鳴談「こう変わらなければならない今の福祉」
 厚生省社会・援護局長 炭谷茂氏
 N H K解説委員 村田幸子氏
 日本介護福祉士会会长 田中雅子
 14:30~16:30 シンポジウム
 「介護福祉士はこう変わらなければ
 一こう変えてほしい」
 コーディネーター
 栗本一三郎氏(上智大学文学部助教授)
 パネリスト
 岩橋成子氏(静岡県立大学社会福祉学科教授)
 金井一薰氏(日本社会事業大学教授)
 筒井孝子氏(国立公衆衛生院研究員)
 日本介護福祉士会会員
 16:30 閉会
 5. 参加費無料、定員200名(先着順)。※会員外の参加も可。
 6. 希望者は、日本介護福祉士会事務局(担当:品川)に平成11年1月20日までにお申し込みください。

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
 〒150 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
 SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況



介護保険指定事業者の検討始まる

介護保険導入を目前に控え、医療保険福祉審議会(老人保健福祉部会・介護給付費合同部会)の中で、介護保険施設及び居宅サービス事業者の指定基準(案)が検討されている。内容については運営基準の理解に

居宅介護支援の運営基準(草案)

※運営基準の理解に資するため、現段階で考えられる内容を記載したものであり、以後の審議会での議論を踏まえて変更されるものである。

一、基本方針

- ・指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その他の支援を受けることのないよう、公正中立

二、サービスの取り扱いに

三、指定居宅介護支援事業者の選択

四、居宅サービス計画の作成

五、情報の提供

六、指定居宅介護支援事業者の選択

七、居宅サービス計画の作成

八、居宅サービス計画の実施

九、居宅サービス計画の評議

十、居宅サービス計画の変更

十一、居宅サービス計画の廃止

十二、居宅サービス計画の終了

十三、居宅サービス計画の再開

十四、居宅サービス計画の終了

十五、居宅サービス計画の再開

十六、居宅サービス計画の終了

十七、居宅サービス計画の再開

十八、居宅サービス計画の終了

十九、居宅サービス計画の再開

二十、居宅サービス計画の終了

二十一、居宅サービス計画の再開

二十二、居宅サービス計画の終了

二十三、居宅サービス計画の再開

二十四、居宅サービス計画の終了

二十五、居宅サービス計画の再開

二十六、居宅サービス計画の終了

二十七、居宅サービス計画の再開

二十八、居宅サービス計画の終了

二十九、居宅サービス計画の再開

三十、居宅サービス計画の終了

三十一、居宅サービス計画の再開

三十二、居宅サービス計画の終了

三十三、居宅サービス計画の再開

三十四、居宅サービス計画の終了

三十五、居宅サービス計画の再開

三十六、居宅サービス計画の終了

三十七、居宅サービス計画の再開

三十八、居宅サービス計画の終了

三十九、居宅サービス計画の再開

四十、居宅サービス計画の終了

四十一、居宅サービス計画の再開

四十二、居宅サービス計画の終了

四十三、居宅サービス計画の再開

四十四、居宅サービス計画の終了

四十五、居宅サービス計画の再開

四十六、居宅サービス計画の終了

四十七、居宅サービス計画の再開

四十八、居宅サービス計画の終了

四十九、居宅サービス計画の再開

五十、居宅サービス計画の終了

五十一、居宅サービス計画の再開

五十二、居宅サービス計画の終了

五十三、居宅サービス計画の再開

五十四、居宅サービス計画の終了

五十五、居宅サービス計画の再開

五十六、居宅サービス計画の終了

五十七、居宅サービス計画の再開

五十八、居宅サービス計画の終了

五十九、居宅サービス計画の再開

六十、居宅サービス計画の終了

六十一、居宅サービス計画の再開

六十二、居宅サービス計画の終了

六十三、居宅サービス計画の再開

六十四、居宅サービス計画の終了

六十五、居宅サービス計画の再開

六十六、居宅サービス計画の終了

六十七、居宅サービス計画の再開

六十八、居宅サービス計画の終了

六十九、居宅サービス計画の再開

七十、居宅サービス計画の終了

七十一、居宅サービス計画の再開

七十二、居宅サービス計画の終了

七十三、居宅サービス計画の再開

七十四、居宅サービス計画の終了

七十五、居宅サービス計画の再開

七十六、居宅サービス計画の終了

七十七、居宅サービス計画の再開

七十八、居宅サービス計画の終了

七十九、居宅サービス計画の再開

八十、居宅サービス計画の終了

八十一、居宅サービス計画の再開

八十二、居宅サービス計画の終了

八十三、居宅サービス計画の再開

八十四、居宅サービス計画の終了

八十五、居宅サービス計画の再開

八十六、居宅サービス計画の終了

八十七、居宅サービス計画の再開

八十八、居宅サービス計画の終了

八十九、居宅サービス計画の再開

九十、居宅サービス計画の終了

九十一、居宅サービス計画の再開

九十二、居宅サービス計画の終了

九十三、居宅サービス計画の再開

九十四、居宅サービス計画の終了

九十五、居宅サービス計画の再開

九十六、居宅サービス計画の終了

九十七、居宅サービス計画の再開

九十八、居宅サービス計画の終了

九十九、居宅サービス計画の再開

一百、居宅サービス計画の終了

一百一、居宅サービス計画の再開

一百二、居宅サービス計画の終了

一百三、居宅サービス計画の再開

一百四、居宅サービス計画の終了

一百五、居宅サービス計画の再開

一百六、居宅サービス計画の終了

一百七、居宅サービス計画の再開

一百八、居宅サービス計画の終了

一百九、居宅サービス計画の再開

一百二十、居宅サービス計画の終了

一百二十一、居宅サービス計画の再開

一百二十二、居宅サービス計画の終了

一百二十三、居宅サービス計画の再開

一百二十四、居宅サービス計画の終了

一百二十五、居宅サービス計画の再開

一百二十六、居宅サービス計画の終了

一百二十七、居宅サービス計画の再開

一百二十八、居宅サービス計画の終了

一百二十九、居宅サービス計画の再開

一百三十、居宅サービス計画の終了

一百三十一、居宅サービス計画の再開

一百三十二、居宅サービス計画の終了

一百三十三、居宅サービス計画の再開

一百三十四、居宅サービス計画の終了

一百三十五、居宅サービス計画の再開

一百三十六、居宅サービス計画の終了

一百三十七、居宅サービス計画の再開

一百三十八、居宅サービス計画の終了

一百三十九、居宅サービス計画の再開

一百四十、居宅サービス計画の終了

一百四十一、居宅サービス計画の再開

一百四十二、居宅サービス計画の終了

一百四十三、居宅サービス計画の再開

一百四十四、居宅サービス計画の終了

一百四十五、居宅サービス計画の再開

一百四十六、居宅サービス計画の終了

一百四十七、居宅サービス計画の再開

一百四十八、居宅サービス計画の終了

一百四十九、居宅サービス計画の再開

一百五十、居宅サービス計画の終了

一百五十一、居宅サービス計画の再開

一百五十二、居宅サービス計画の終了

一百五十三、居宅サービス計画の再開

一百五十四、居宅サービス計画の終了

一百五十五、居宅サービス計画の再開

一百五十六、居宅サービス計画の終了

一百五十七、居宅サービス計画の再開

一百五十八、居宅サービス計画の終了

一百五十九、居宅サービス計画の再開

一百六十、居宅サービス計画の終了

一百六十一、居宅サービス計画の再開

一百六十二、居宅サービス計画の終了

一百六十三、居宅サービス計画の再開

一百六十四、居宅サービス計画の終了

一百六十五、居宅サービス計画の再開

一百六十六、居宅サービス計画の終了

一百六十七、居宅サービス計画の再開

一百六十八、居宅サービス計画の終了

介護の専門化を目指す「実践介護研究会」

【実践介護研究会】

【目的・趣旨】

- 介護職の専門化とその向上のために
- 職能集団としての日本介護福祉士会の新たな出発のために
- 基礎知識・科学性をもった実践研究者としての基礎作りに

【開催時期・プログラム概略】

第1回 実践介護研究会

：平成11年4月24日(土) 13:00～17:00
4月25日(日) 10:00～16:00

「介護基礎学」を通じて介護に必要な科学的・基礎知識を学ぶ

第2回 実践介護研究会

平成11年10月23日(土) 13:00～17:00
10月24日(日) 10:00～16:00

第1回研究会を基に、介護現場における問題を「事例研究」「課題研究」として発表・討議を行う

【会場】：いずれも日比谷三井ビル「ハローセンターハロービル」
(東京都千代田区有楽町1-1-2)

【講師】：日本医科大学 教授 竹内 孝仁氏

【主催】：日本介護福祉士会 学術部(実践介護研究会)

【参加申し込み要領】

参加条件 1. 日本介護福祉士会会員であること

2. 第一回、第二回とも参加可能であること

3. 事例研究、課題研究の発表を行う意思を有すること

【定員】：200名(申し込みは、3月15日までに都道府県事務局へ。定員になり次第締めきり)

【参加費】：会費5000円

【申し込みおよび問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3F
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810



一月一五、一六日の両日
に第五回九州ロック研修会が沖縄都ホテルで二三〇名を集めて開催された。今

沖縄で230名を集めて開催

第五回九州ロック研修会

理事長・山城永盛氏、同
仁病院院長・山内英樹氏、
沖縄福祉専門学校校
長・大庭正勇氏、沖縄タイ
ムズ論説委員・山城紀子
氏、日本介護福祉士会会
長・田中雅子氏で、それ
ぞの立場から介護保険制度
導入を控えての課題などの
発言があり、これからの介
護サービスの質を担保する
専門職である介護福祉士に

パネリストには沖縄コロニ
ー病院院長・山城永盛氏、同
仁病院院長・山内英樹氏、
沖縄福祉専門学校校
長・大庭正勇氏、沖縄タイ
ムズ論説委員・山城紀子
氏、日本介護福祉士会会
長・田中雅子氏で、それ
ぞの立場から介護保険制度
導入を控えての課題などの
発言があり、これからの介
護サービスの質を担保する
専門職である介護福祉士に

第3回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査報告書が完成

この報告書は、平成十一
年七月に「第三回介護福祉

士の就労実態と専門性の意
識に関する調査」を行った
報告書であり、過去三回の
分析を比較するとともに、
本会設立五年の経過によ
つて会員の意識の変化と就労
実態及び環境の変化を分析
している。

また、分析結果をもとに、
職能団体としての取り組み
(日本介護福祉士会・調査
研究部)

この報告書は、平成十一
年七月に「第三回介護福祉

士の就労実態と専門性の意
識に関する調査」を行った
報告書であり、過去三回の
分析を比較するとともに、
本会設立五年の経過によ
つて会員の意識の変化と就労
実態及び環境の変化を分析
している。

日本介護福祉士会第6回通常総会

◇日 時 平成11年5月15日(土)
◇場 所 東京・マツダホール(マツダ八重洲ビル9階)
◇記念講演 上智大学文学部教授 アルフォンス・デーケン氏

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511